

---

平成25年 第8回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成25年12月18日(水曜日)

---

議事日程(第4号)

平成25年12月18日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第83号 南部町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第4 議案第84号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第85号 南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第6 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について  
(両長田ふれあい会館)
- 日程第7 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町立東西町コミュニティセンター)
- 日程第8 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町公民館さいはく分館)
- 日程第9 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町総合福祉センター「しあわせ」)
- 日程第10 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町介護予防拠点施設)
- 日程第11 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町高齢者自立訓練センター)
- 日程第12 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について  
(ことぶき荘)
- 日程第13 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町森林総合利用促進施設)
- 日程第14 議案第94号 平成25年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第95号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第96号 町道路線の認定について

日程第17 議案第97号 町道路線の変更について

(追加議案)

日程第18 議案第98号 南部町教育委員会委員の任命について

日程第19 発議案第19号 南部町議会会議規則の一部改正について

日程第20 発議案第20号 地方行政調査特別委員会の設置について

日程第21 発議案第21号 議会における地方行政調査について

日程第22 発議案第22号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について

日程第23 発議案第23号 軽自動車税等自動車関係諸税のありかたを求める意見書

日程第24 発議案第24号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

日程第25 議長発議第25号 閉会中の継続調査の申し出について〈予算決算常任委員会〉

日程第26 議長発議第26号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉

日程第27 議長発議第27号 閉会中の継続調査の申し出について〈広報調査特別委員会〉

日程第28 議長発議第28号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 議案第83号 南部町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第4 議案第84号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第85号 南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について

日程第6 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について  
(両長田ふれあい会館)

日程第7 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町立東西町コミュニティセンター)

日程第8 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町公民館さいはく分館)

日程第9 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町総合福祉センター「しあわせ」)

- 日程第10 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町介護予防拠点施設)
- 日程第11 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町高齢者自立訓練センター)
- 日程第12 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について  
(ことぶき荘)
- 日程第13 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町森林総合利用促進施設)
- 日程第14 議案第94号 平成25年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第95号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第96号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第97号 町道路線の変更について  
(追加議案)
- 日程第18 議案第98号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第19 発議案第19号 南部町議会会議規則の一部改正について
- 日程第20 発議案第20号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第21 発議案第21号 議会における地方行政調査について
- 日程第22 発議案第22号 議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について
- 日程第23 発議案第23号 軽自動車税等自動車関係諸税のありかたを求める意見書
- 日程第24 発議案第24号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書
- 日程第25 議長発議第25号 閉会中の継続調査の申し出について〈予算決算常任委員会〉
- 日程第26 議長発議第26号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第27 議長発議第27号 閉会中の継続調査の申し出について〈広報調査特別委員会〉
- 日程第28 議長発議第28号 閉会中の継続調査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉

---

出席議員(14名)

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
3 番 米 澤 睦 雄君	4 番 板 井 隆君
5 番 植 田 均君	6 番 景 山 浩君
7 番 杉 谷 早 苗君	8 番 細 田 元 教君



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

4番、板井隆君、5番、植田均君。

---

### 日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 議案第83号

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議案第83号、南部町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第83号、南部町子ども・子育て会議条例の制定について。

この議案の内容であります。南部町子ども・子育て支援事業計画へ、子育て当事者等の意見を反映させることを初め、地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施することを目的として、子ども・子育て支援法に基づき子ども・子育て会議を設置するものです。

委員会で審査の結果、意見を付して全員一致で可決すべきと決しました。

意見であります。2年間にわたって町の将来を担う子供を育てる会議です。情報の公開、開示も大事と考えるので、会議ごとの情報公開の提供を望みます。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これより、議案第83号、南部町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 8 4 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 4、議案第 8 4 号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

1 1 番、予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 4 号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

この議案の内容であります。南部町立宮前児童館児童厚生員の報酬及び費用弁償の変更に関する件であります。

審査の結果であります。委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しています。賛成者 9 名、反対者 3 名であります。

反対の意見。報酬を月額で 2 3 万 9, 3 0 0 円を 1 6 万 7, 0 0 0 円に改めるものであるが、非常勤職員の報酬が専門性、また、特殊な内容等との説明はあるが、勤務時間週 3 0 時間で 1 6 万 7, 0 0 0 円、一方、週 3 8 時間で 1 4 万 9, 0 0 0 円の職員もいる。公平性に欠けると考えるので反対するという意見がございました。

賛成の意見であります。既に 2 4 年 4 月 1 日から実施されている内容で、条例の改正漏れを訂正するものである。本人と勤務条件等について確認済みである。公平性については、勤務が夜間、土日祭日等、特殊な内容等の説明に理解できるので賛成する。以上の意見がございました。

○議長（青砥日出夫君） 予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 8 4 号には反対をいたします。

反対理由としては、先ほど委員長が報告の中で述べられたと思うのですが、私たちは、今回出た特別職の職員で非常勤のものの報酬って書いてあるんですが、1 つは、今回、宮前児童館児童厚生員が上がっています。条例を改正の趣旨は、本会議の初日でもお聞きしたように、もう規定ではこの金額払っていないので、早く変えなければいけないということだったんですよ。ところが、この非常勤の職員、非常勤特別職というのですが、児童厚生員のほかに人権教育委員、隣保館長、それから文化会館の指導員、それから文化会館の館長、これらが非常勤特別職になって約週 3 0 時間に対し、1 6 万 7, 0 0 0 円を支給するという内容なんです。これは先ほど言

ったように、片や非常勤一般職の方は週38時間で1年目が14万9,800円、仮にこれが1年、2年、3年と上がっても16万7,800円にはならんわけなんです。1つには、この公平性に欠けるという問題ですね。これは是正しなければいけないというのが1つ。

それと、やはり今回これらの児童厚生員等を非常勤特別職とするには無理がある。これは地方自治法の第3条の3項、特別職とはどういうものか、この中にも該当するとは考えられないわけです。そういう意味でいえば、是正するのであれば、この児童館員が要るかどうかはちょっと置いておきましても、少なくとも週30時間というのですが、これはやっぱり特別職ではなくて、一般職ないしは臨時職としての取り扱いをしなくてはいけないのではないかということから反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 9番、石上です。議案第84号、賛成の立場で討論をいたします。

まず、この条例の改正、これは非常におくれたと、遺憾であります。速やかに間違い部分を改正すべきだったと、まず最初に申し上げて。この23万9,300円、これが決定になった経過は、旧町時、勤務の対応や資格、また、児童館職員の職責を鑑み、旧町時代に決定になったものでございます。このたび16万7,000円とする改正が出ておりますけど、これはほかの館長とか指導員とか相談員とかある中で、人権教育推進員の報酬を決めるときに合併協議会で決定になったと、そして順次、この16万7,000円に合わせると。ちなみに、人権教育推進員の旧町時代は、旧会見町が16万7,000円、旧西伯町が16万9,000円ということでございます。合併協議会の決定にあったことでもあり、また、来館者等調べましたが児童館の来館者は年間、平成21年度が1万457名、22年度が1万2,510名、23年度が1万936人、非常に旧会見地区の多くの子供が午後の6時まであそこで皆さんと一緒に遊んだり、指導員のいろんな指導を受けてあそこで過ごしております。一番非常に注意するのは、事故でございます。2年ほど前に、たしか子供が骨折するという事故も発生いたしまして、細心の注意を払っておると聞いております。やっぱり、皆さんのやる気、また、子供たちの育成等の職責に鑑み、妥当であると判断し、私は賛成するものでございます。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第84号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第85号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第85号、南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第85号、南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について。

議案の内容であります。農業委員の委員の定数であります。次回の選挙から農業委員会の選挙による委員の定数を18人から15人とするものです。また、選挙区を現在の会見区、西伯区の2選挙区を、町1選挙区とするものであります。

委員会の審査の結果であります。賛成多数で可決すべきと決しております。

賛成、反対の意見であります。まず、反対の意見。農業は今、大変な状況である。農地を守る、農業を守るという立場は今後大事と考えるので、委員の削減には反対する。

賛成の意見であります。合併協定で委員の数の見直しも確認されている。それらを踏まえ、農業委員会がみずから判断し、決定されたことであり、尊重しなければならないと考え賛成するという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） まず、予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾であります。私は、この議案85号に反対する立場から討論いたします。

先ほど委員長の報告にありました現在の定数18を3人減らして15人にするという内容の議案であります。私は、一般質問の中でも農業に関することで質問いたしましたが、その中でも主張しました。本町の農業は稲作農家が大半を占めております。その中で、多くの農家の経営状況は赤字の農家が非常に多いというのが現状ではないでしょうか。国の農業政策は、生産調整政策の削減、そして5年後には廃止する、このようなことが行われますと、耕作放棄地はさらに拡大することが十分予想されます。農業委員会は、一層重要な役割を担っております。委員定数の削

減は到底認めることができません。その立場から反対するものであります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番、井田でございます。私は、議案第85号、南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど委員長が報告したとおり、これは南部町合併時の協定に基づいて農業委員会からの意見書、また、地区の農家数、農地面積などを勘案して、選挙区、委員定数の見直しが必要と判断され、提案されたものでありますので、私は賛成といたします。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この議案第85号、南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

先ほどから出ておりますように、現有18名の定数を15名に減らすという議案でありますけれども、今、TPP絡みで日本の農業が本当に守れるのかということが焦眉の急の問題となっております。私は、合併協定の中で調整するというか、そういう話もあったのかもしれませんが、この15名を提案してこられた農業委員会の中でも、私は、委員会に農業委員長を召喚して詳細な議論の内容をお尋ねしたいということを言いましたけれども、農業委員会として結論を出したものであるからそこまでする必要はないということで、聞き取りができておりません。ですが、農業委員会の中でも、決して3名の削減が全員一致でなかったことは明らかではないかと思えます。それで、私は、今のTPP交渉が今年度妥結をする当初の目標であったものが年を越します。安倍首相は農業の重要5品目を守るとは言っておりますけれども、どうなるかわかりませんし、それから、町長も農業の主要5品目だけではなくて、医療関係の問題もTPPは重要な問題があるということも今議会で認められましたので、私は、南部町の主要産業に位置づけている農業委員会を、充実・発展させることこそ本来であって、人数を減らすという今回の提案には反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 議案第85号の南部町の農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正についてを、賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

これは先ほど委員長、それから、井田議員のほうからも賛成討論がありましたとおりでして、これも農業委員会からの意見書が町のほうに出ておりまして、担当課のほうで農業委員会等に関する法律施行令なども見ながら、そして、南部町における農業の面積、それから、農業者数など

を勘案して定数を削減することが妥当であるということで出されたものであります。特に農業委員の皆さんも十分に検討されて、一定の考えが決定された、また、こういった出されたものも執行部のほうも十分に検討して結果を出しておられるということで、私たちは真摯にそれを受けとめて賛成すべきだと思います。先ほど共産党議員団のほうから農業に対する今後の不安、そして、TPP交渉の進んでいくというような話も出ました。確かにその面はあると思いますが、これは例えば定数が減ったからこれが改正されていくというものではないと思います。少数精鋭ではありませんが、そういった限られた法律の中での人数の中で十分に検討して、これからの南部町の基幹産業である農業の発展のため、ぜひとも御尽力をいただきたい。人数が減って、それがマイナスの方向に走っていくということはないということを確認し、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の農業委員会の公選制の定数を減らすことに反対します。

理由としては、先ほど農業問題では同僚議員が述べました。その中でも、今、政府が考えている農業改革は、中間管理機構ができるとそれぞれの農業委員会が持っている農地の集積、そういうところについての権限が著しく少なくされてくる。言ってみれば、農業委員会の本来の役割こそが根こそぎなくされようとしているという時期に来ていると。そういうときに、町村でも農地を守るという立場からは、農業委員会の強化こそあれ、ここを減らすことには道理がないというのが1つです。

それと、きのう、全員協議会の中で、これとリンクして農業委員会の議会推薦のこともちょっと話になったんです。この議案とは違うということなんですけども、私たちは公選で、農業委員会の推薦ではなく、全てはいわゆる農業者が選ぶ公選制にすべきだという意見を持っておりますので、この公選枠を狭めることには反対をしております。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 85号の件ですけども、賛成の立場から討論させていただきます。

これは農業合併時の話からこのようになったんですけど、小選挙区から大選挙区にすると。それで、定数が18から15になる。これに関しては、農業委員会の中でもけんけんがくがくの意見があったようでございます。

これはまず第1点には、こういうけんけんがくがくの意見があった農業委員会のこの答申、意見は私は尊重してあげたいと思います。それによって農地が守れるような数できちっとそれは中身でやっておられると思います。確かに今、農業問題の改革で真壁議員が言われました中山間の

管理機構、この行動いかんによってはいろんな物議もあろうと思いますけども、そんな、県で1つあってこれが機能するかというと、そういう地元の、そういう農業委員さんの意見とか、物すごい重要になってまいります。そういうこともありまして、真壁議員が言われたのは疑念はあろうと思いますけども、そんなことでできるはずもないと。地元の意見は十分に聞けるということでありまして、そういうことはないとは思いますが、疑念はあります。

それともう一つは、一応、何だかんだ言ったらって農業委員会がけんけんがくがくの議論をして、これをまとめ上げたということを尊重いたしまして、この議案に対しては賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第85号、南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第86号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第86号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第86号、公の施設、これは両長田ふれあい会館であります。公の施設の指定管理者の指定について。

内容、両長田ふれあい会館の管理を南さいはく地域振興協議会に指定管理者として管理させるものであります。

委員会の審査の結果であります。全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第86号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第87号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第87号、公の施設、これは南部町立東西町コミュニティセンターであります。公の施設の指定管理者の指定について。

内容、南部町立東西町コミュニティセンターの管理を東西町地域振興協議会に指定管理者として管理させるものです。

審査の結果であります。全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第88号

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、議案第88号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第88号、公の施設、これは南部町公民館さいはく分館であります。公の施設の指定管理者の指定について。

内容、南部町公民館さいはく分館の管理を法勝寺地区地域振興協議会に指定管理者として管理させるものであります。

委員会での審査の結果であります。賛成多数で可決すべきものと決しています。

賛成、反対の意見であります。まず、反対の意見。公民館施設であれば、主事等、職員を配置すべきであり、協議会に管理・運営を任せるのは無理がある。指定管理ではなく、直営管理すべきであり、その体制がとられない状況について反対である。

賛成の意見であります。選定委員会の意見でも、社会教育担当職員の配置をと指摘されている。今後の課題としてほしい。協議会の中心拠点施設として利用されており、振興協議会が管理者になることに賛成する。以上の意見がありました。

○議長（青砥日出夫君） まず、予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾であります。私は、反対の立場から討論いたします。

まず、討論に先立って、現在、法勝寺地域振興協議会がそこを事務所として使っておりますが、そのことについては異議を申す考えはありません。

そこで、私が言うのは、公民館は社会教育の拠点の施設であります。指定管理者にこれを委ねることはなく、町が直営でやっぱり管理すべきであるということです。

さらに、重要な社会教育の場であるからして、ここに社会主事、あるいは社会教育に責任のある町職員を配置して、そこで地域の社会教育に貢献する、そのことをしっかりとやることを求めるものであります。そういう立場から、私は、この指定管理者について反対するものであります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。この指定管理者制度でありますけども、まず、この施設の管理・運営をNPO法人や株式会社、市民グループ、その他の団体に包括的に代行をしていただく、そういう制度であるということを理解しております。しかし、この制度にも幾

つかの問題点があり、特に指定期間の満了後も同じ団体が継続して指定を受けられる保証はなく、指定期間が短期間であることから、人材育成や運営面での長期的計画にも大きな影響が出るのではないかとこのころは心配しております。この点につきましては、執行部側の配慮とケアをしっかりとさせていただくことで、本来のメリット部分であります弾力性や柔軟性のある施設運営ができるものと考えております。

また、収支報告や町民目線でのチェック、そして自治体等の監査、これをしっかりとやらせてもらうことで、行財政改革の一環であります指定管理をしっかりと根づかせてほしいと思います。以上、賛成の立場で発言させていただきました。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 南部町の公民館さいはく分館の指定管理について、再度、地域振興協議会に行っていくという内容ですけども、これについて反対です。

1つは、先ほど同僚議員が言われました、これは教育施設です。それで、そこにしっかりと社会教育主事等を配置すべきというのが一番の大きな意見ですが、先ほど出ましたように指定管理の問題は、公の施設をいわゆる民間に代行してもらうという内容だというふうに白川議員も言われた。全くそのとおりでと思うのですが、この指定管理というのは、民間のノウハウを使って合理的にということですから、例えばいわゆる使用料等でお金が入ってくる、民間がしてももうかるというようなところで、ノウハウを発揮するということでの指定管理のあり方というのは、一応、考えられないことはないなと思うわけなんです。ところが、教育施設とか、本来、公が担わなくてはならないところの指定管理というのは、これは非常に問題が大きい。少なくとも私は、今回何件か出た指定管理そのものにはいろいろ疑問があるんですけども、少なくとも今までの傾向から見て反対、賛成を決めているのですが、特にこのさいはく分館については、直営に戻して教育委員会等がしっかりと人員を配置して、社会教育に責任を持つべきだという考えです。

それと、もう一つは、今回出てきましたこの分館の建てかえ問題が起こって、それに伴う複合施設等を検討していきたいということで、教育委員会は検討していると。町長は、質問の中でもいつかわからないが公約だったので構想を掲げたのだと、こういうふうにおっしゃっているんですが、その構想が現時点で動いています。そういう場合に、さいはく分館をどのような需要があって何が求められているのかというときには、少なくともその傾向や利用状況を探ろうと思えば、しっかりと職員を配置してその動向を見きわめるということが責任のある態度だと思うのです。少なくともそういう課題がある以上、教育委員会等が責任を持って今回はちょっと中断して公民館を直営にし、問題点をしっかりとつかむということの仕事があるということを指摘して、

今回の指定管理のあり方には反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 88 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 89 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 9、議案第 89 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 89 号、公の施設、この公の施設は南部町総合福祉センター「しあわせ」であります。公の施設の指定管理者の指定について。

内容であります、南部町総合福祉センター「しあわせ」の管理を特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブに指定管理者として管理させるものであります。

審査の結果であります、全員一致で意見を付して可決すべきと決しています。

意見であります、本来、社会体育については教育委員会が責任を持つべきであり、新たに設置された NPO 法人に運営等でバックアップのため町の支援が必要と考える。維持管理には町が責任を持つべきであり、十分な配慮をなされたいという意見を付します。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 89 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

---

日程第 10 議案第 90 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 10、議案第 90 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第 90 号、公の施設、これは南部町介護予防拠点施設であります、公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町介護予防拠点施設の管理をあいみ手間山地域振興協議会に指定管理者として管理させるものであります。

委員会の審査の結果であります、全員一致で可決すべきと決めています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 90 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 11 議案第 91 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 11、議案第 91 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 91 号、公の施設、これは南部町高齢者自立訓練センターであります、公の施設の指定管理者の指定について。

内容としては、南部町高齢者自立訓練センターの管理を社会福祉法人伯耆の国に指定管理者として管理させるものであります。

委員会での審査の結果であります。賛成多数で可決すべきと決めています。

賛成、反対の意見であります。まず、反対の意見。伯耆の国に指定管理させず直営で管理すべきと考え、反対する。

賛成の意見。伯耆の国が訓練器具を導入し、訓練施設として活用している。引き続き管理することに問題はなく、賛成する。以上の意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第91号の町高齢者自立訓練センターを伯耆の国に指定管理させることに反対をします。

理由は、先ほど委員長が述べたように直営ですべきだという考えです。委員会の中で明らかになってきましたのは、今回、前回の23年、24年、25年度については3年間、この施設の指定管理費用を町はお金を払っていませんでした。ところが今回、26年、27年、28年、5年間ですね。今後5年間、1年当たり60万の指定管理料を出すということになりました。いわゆる町から見れば出費増の指定管理制度になったわけです。

ちなみに、23年、24年、25年は決算ないんですけども、23年、24年は、この自立訓練センターでどれだけの費用を支出していたのか。23年度、35万8,560円。24年度、42万5,966円。60万に満たないわけです。今回60万にしてきた理由は、修繕費とか保険料を上乗せしてきたと言うんですけども、これは町の財政から見れば、今回一番重立った施設のゆうらくを無償譲渡したと。そしたら、その影響で何があったかという、今後、指定管理のお金を取れるところから取ろうという考え方にすぎないと思うんです。これは町から見たら、この指定管理のあり方はかえって出費増になっていく考え方でおかしいと。であるならば、私は、これはやっぱり直営でやるべきだと。仮にゆうらくがこの施設を使って利用料等を取っていくのであれば、本来、これを使って利用料を取るのですから、町が指定管理料を払う必要はないし、少なくとも仮に払うとしても、今までの経過から見たら多くても42万5,000円ですよ。それ以上払うことはないのではないかというところから、委員会の審査の中でわかった数

字を見る限り、今回の自立訓練センターの指定管理についてはこの金額にする道理がない。よって直営にすべきだという意見です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この件に関しましては、今、真壁議員が語る言われましたけども今まで国の補助でとっていろんなあれをしたんですけども、ほとんど伯耆の国が全部自腹でやっておったんです。それだから今回、今後の福祉の政策上、たしかあそこは訓練センターで介護予防のようなことをやっておりました。大事な施設でして、今後の福祉の流れを見ましても別に町がそういうことをする必要でもなし、またそういうプロの人がどんどん今までどおり使っていたき、それで今言われましたように修繕費とか云々がこれからかかってまいります。そういうことを見ましたら、ここできちっと指定管理していただき中身の充実をもっと図っていただき、あそこの隣のしあわせのデイサービスと連携しながら、よりよい介護予防をもっともっていただく、そのようなことでありまして、器具もたしかあれは伯耆の国が全部買ったじゃないかと思っておりますが、そういうこともありますので、今までどおりこのようにして指定管理をして、ますますの福祉の充実を図っていただくということを願いたしまして、賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この議案91号に反対するものであります。

先ほど同僚議員から賛成、反対の討論がありました。新たに60万指定管理料を払うということで、その中では修繕料だとかそういうものは入っているようにおっしゃるんですけども、しかし、町の所有する施設については、修繕とかそういうものは町が負担してやってるのではないですか、実際かかったお金。例えばゆうらくなんぞ、無償譲渡に出す前に5,000万、5,000万、精算すればもっと減るかもしれませんが、そういうことでちゃんと修繕料も出しているんですよ。それをなぜ、そこに新たに町の財政負担をしてまでしなければならぬかということが1点。

それから、もう1点、伯耆の国が器具を入れたというんですけども、確かに伯耆の国は幾らかは出したかと思うんですけども、こういう施設には補助金がかなり来ております。そういう状況で、それを理由に器具があるから指定管理に出すということは、これは大ざっぱな考えではないでしょうか。そういう点からいえば、町の施設は町が管理して高齢者の訓練をする、そういうことをやるべきだということを理由に反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第91号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 2 議案第 9 2 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 2、議案第 9 2 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 2 号、公の施設、これはことぶき荘、老人憩の家であります。公の施設の指定管理者の指定について。

内容であります。ことぶき荘の管理を社会福祉法人伯耆の国に指定管理者として管理させるものであります。

審査の結果であります。委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

賛成、反対の意見であります。まず、反対の意見。一旦直営に戻し、地元との話し合いで地域での管理ができるようにしたほうがいいと考え、反対する。

賛成の意見であります。地元との話し合いの中で折り合いがつかなかった。とりあえず伯耆の国に指定管理をしてもらい、将来については検討していくとのことで賛成する。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 9 2 号の、いわゆることぶき荘を伯耆の国に指定管理に出すという議案に反対です。

内容は、先ほど委員長が言ったように、いわゆる地元での活用も含め検討するために直営に戻しておこうという意見です。これは選定委員会の意見でも南部町、いわゆる老人憩の家のことで、ここには地元への移管を考えてほしい。町に対する要望ですね。これは恐らく伯耆の国側もそういう意見を持っているのではないかというふうに思うんですね。それと、地域の方々は、あの辺には町営住宅とかが多いんですけれども、独居の高齢者もいらっしゃる。彼や彼女たちは、

みずから介護保険のお世話になる前にみずからが集って日々励まし合えるような場所が欲しいと、こういうふうに声も上げているわけです。私は、そういうところに援助していきながら自立を促していくような施設に変えていくことが、今、望まれていると思うわけですね。

いろいろ検討があるんだけど、今回の分は、聞いてたら、とりあえず伯耆の国に置いておこうということなんですけども、だとすれば、今度、金額の問題が出てくるわけです。これも委員会で明らかになってきたのは、今回、5年間で年間15万、大した金額ではないと言うのですが、これをさかのぼって23、24年度、25年度、この3年間の指定管理を見た場合、23年度にかかった経費は8万1,010円です。24年度は8万9,698円。これだけの支出があるのですが、指定管理料としては町は1円も払っていません。いわゆるいろいろ支出があったんですけども伯耆の国の全体で面倒見ましょうよということで、ゼロにしてきた経過があると思うんですね。それを今回理由として考えるならば、無償譲渡して建物は来たけれど、みずから経営していかなくてはならないので、この分を今までの分を上乗せした2倍近くのお金で指定管理をするというのは、これは町の財政から見ても割に合わない考え方だと思いませんか。そういう点から考えたら、今回増額するのではなく、町が直営で管理しながら地元の要望等を聞いて適切な運営に改めていく、これが町の責任だと思ひまして今回の指定管理には反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） これについては、賛成の立場から討論いたしますけど、今、真壁議員が言われたのは一々もっともございまして、本当に私も本会議で言いましたように地元に戻された方がいいじゃないかと言いました。それで、中身についても真壁議員が言われましたように本当にああいうところで、あそこの高齢者を自立のためにみんなで支え合う施設になれば大変いいとは思っています。そのようなことも意見を付しまして、担当課も恐らく現場で地元と話しておられるように聞いております。今回はそれがまとまるまで伯耆の国で面倒見ていただきまして、これに関しては賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第92号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 9 3 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 3、議案第 9 3 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 3 号、公の施設、これは南部町森林総合利用促進施設であります。公の施設の指定管理者の指定について。

内容は、南部町森林総合利用促進施設の管理を南さいはく地域振興協議会に指定管理者として管理させるものです。

審査の結果であります、委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。

以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第 9 3 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 1 4 議案第 9 4 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 4、議案第 9 4 号、平成 2 5 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 4 号、平成 2 5 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）であります。

内容であります、歳入歳出の総額にそれぞれ 1, 1 5 4 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出

総額をそれぞれ72億4,718万1,000円とするものであります。

主な歳出であります。がんばれふるさと寄附金事業569万5,000円、これは寄附金の増加でお礼の品の購入代がふえたという説明がございました。また、災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業510万円、これは委託料であります。それから、河川災害復旧事業530万円、これも委託料であります。これが主なものであります。

委員会で審査の結果であります。賛成多数で可決すべきと決めています。

まず、反対の意見。各事業について反対はないが、債務負担行為の額、指定管理に係る件で反対しているので、一般会計の補正に反対する。

賛成の意見であります。反対する理由はないので賛成という意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第94号、一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

先ほどから指定管理の議案が88号、91号、92号と反対をしております。南部町公民館さはいはく分館指定管理、それから高齢者自立訓練センター、92号、老人憩の家、この3議案について反対をいたしておりますが、それぞれの反対意見は既に述べましたので、これに対する債務負担行為が今回の議案に含まれておまして、この部分について反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、平成25年度南部町一般会計補正予算（第5号）に賛成の立場から討論いたします。

先ほど委員長報告にございましたように、このたびの補正予算でございますが歳入が5件、それから、歳出が町民の皆さんにとりましては非常に大事な道路橋梁災害復旧事業とか、河川災害復旧事業等、非常に重要な補正予算でございます。行政施策の施行上に必要な大事な予算でございます。全く反対の理由はございませんし、また、我々は指定管理のほうは賛成の立場でありますので何も反対の理由はないということで、賛成の討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第94号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 5 議案第 9 5 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 5、議案第 9 5 号、平成 2 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 5 号、平成 2 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

内容であります。歳入歳出の総額にそれぞれ 8 4 1 万 4 , 0 0 0 円を追加し、総額をそれぞれ 1 4 億 1 , 8 1 4 万 2 , 0 0 0 円とするものであります。

委員会での審査の結果であります。全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 9 5 号、平成 2 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 1 6 議案第 9 6 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 6、議案第 9 6 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 6 号、町道路

線の認定について。

内容であります、★牛行者山線、天万寺内線、畑中公民館線を新たに町道として認定するものであります。

審査の結果であります、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第96号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第97号

○議長（青砥日出夫君） 日程第17、議案第97号、町道路線の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第97号、町道路線の変更について。

内容であります、鎌倉線、赤猪岩神社線の町道を変更するものであります。

審査の結果であります、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第97号、町道路線の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。再開は10時20分。

午前 9時59分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

---

日程第18 議案第98号

○議長（青砥日出夫君） 日程第18、議案第98号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。教育委員の任命をお願いするものでございます。議案第98号、南部町教育委員会委員の任命について。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町福成468番地。氏名、森岡紀子。生年月日、昭和25年8月7日生まれでございます。

これは現在、野口宣友委員が御就任いただいておりますけれども、この21日までで任期満了となることに伴いまして、森岡紀子さんを選任同意をお願いするものでございます。したがって、22日から4年間ということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 質疑というより、私の意見としましては以前から申し述べておりますが、教育委員会の選任については公選制がまだ適用になりますので、私は議会の総意ではなくて公選制を主張するものであります。したがって、採決を求めるものであります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、これを終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午前10時22分休憩

---

午前10時23分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

原案に反対者の討論を求めます。（「討論じゃない、採決」「採決するだ」と呼ぶ者あり）  
（発言する者あり）これで討論は終わります。

これより、議案第98号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第98号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第19 発議案第19号

○議長（青砥日出夫君） 日程第19、発議案第19号、南部町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君からの提案理由の説明を求めます。

9番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

---

発議案第19号

南部町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成25年12月18日 提出

提出者 南部町議会会議運営委員会委員長 石上良夫君

南部町議会議長 青砥日出夫 様

---

別紙を読み上げます。

南部町議会会議規則の一部を改正する規則。

南部町議会会議規則（平成16年南部町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第55条中「2回」を「3回」に改める。

附則。この規則は、平成26年3月1日から施行する。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第19号、南部町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

発議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 発議案第20号

○議長（青砥日出夫君） 日程第20、発議案第20号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員会委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

9番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

---

発議案第20号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成25年12月18日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石 上 良 夫

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

---

別紙を読み上げます。

地方行政調査特別委員会の設置について。

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中に次の調査を行うものとする。

記。1、委員会の構成。総務経済常任委員・民生教育常任委員全員。

2、調査事件。(1) バイオマス発電の稼働状況及び今後について。(2) 文化活動施設の機能及び教育委員会との連携について。

3、調査地。(1) 大分県日田市。(2) 山口県下関市。

4、調査期間。平成26年1月14日から1月21日の間。このうちの3日間でございます。

5、経費。予算の範囲内。

6、調査方法。地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長(青砥日出夫君) ただいまの提案説明に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) 調査地についてお伺いしますが、日田市と山口県下関市ということだったと思いますが、下関市につきましては教育委員会が複合施設の調査として行ったということ今議会の中でも聞いてまいりました。その結論として私が印象を持ちましたのは、大変大きな施設で余り参考にならなかったというふうに私には聞こえました。それから、もう1カ所の日田市につきましては、木質バイオマスの施設が今現在全面的に稼働している状況ではないということも伺ったように思います。そういう状況が確認できるのかということと、今、今回目的としている木質バイオマスの活用を南部町に導入するということや、複合施設の検討をする場所としてふさわしいのかということについてどのように考えておられるのか、御説明をよろしくお願いたします。

○議長(青砥日出夫君) 植田議員、日田市は定期点検で休止をしてしましたが、今は稼働しておりますので、そこら辺は間違いないように。

9番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長(石上 良夫君) この発議案は、地方行政調査特別委員会の設置でございます。皆さんも次の地方行政調査についての運営につきましては、いろいろ調査地等でなかなか自分の希望が沿えないということで、いろいろ御意見も出るとは思いますが、まず最初に、委員

会を設置して皆さんと一緒に協議するということが大前提でございますので、最初から委員会そのものを設置を反対するという、私は理由がちょっとわかりかねます。

まず最初に、下関の文教施設ですが、教育委員会が行かれたと。やはり私ども議会としても直接この目で確認して、当地の職員の皆さんのいろいろなことを聞きたい。長所もあるだろうし、また、使用してみても短所面もあるだろうと思います。さまざまな角度からやはり見てみたい。やはり行政と議会、議会もいろんな文教施設のあり方等をやはり自分たちで勉強したいという思いでございます。

2つ目に、日田市のバイオマス発電のお話が出ました。定期点検中に何か異常があったと思います。定期点検が延びました。今、稼働しておりますけど。やはりこの調査も私は逆に当地には失礼なことと思いますが、何か異常があって点検が長引いたということは、私どもが直接その原因は何だろうか、このプラント自体にやっぱり何か無理があるだろうかということも直接聞ける、私はいいチャンスだろうと思っています。いずれにしましても23年の3月11日の大震災、津波によります大きな人命の被害、また、原発の安全性等が問われて、これからは国、自治体ともに自然エネルギーを本当に真剣に考える時期になっているだろうと思います。このバイオマス発電がすぐ近い時期に建設できるというものではありませんが、やはり議員としてこの自然エネルギーのあり方等を先進地でしっかりと勉強する。そういうことは非常に重要なことだと思いますし、また、私たちに課された大きな責任の一つでもあると思います。

よって、皆さんの御理解を得て、皆さん御一緒に勉強しに、調査しに参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 答弁をいただいたんですけれども、何か私が反対をするために質問しているような言い方をされるので、私は大変心外であります。結果、どうなるかわかりませんが、私は純粋に質疑をしておりますので。

まず、複合施設について、今回の議会中の委員会の中でも財政の問題だとか、どこまで住民の要求に応えられるのかというようないろんな制約の中で、計画が練られていかないけんということもさまざまな議員からも出てきたわけです。そういう中で、私、きちんと目的地といいますか、視察地が先にありきというような行政視察のあり方は疑問に思うわけです。きちんと予備的に何が必要か、そして、住民の要求がどういうところにあるのかということも一定つかんでいくということが必要ではないかと思うわけでありまして。

それから、木質バイオマスというのは本当に、きのうもグリコさんのところに町内企業視察を

……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、質疑をしてください。

○議員（5番 植田 均君） して、大事なもんだとは思っております。（「レングスだ、レングス」と呼ぶ者あり）いや、私はカーボンクレジットの話をしておりまして……（発言する者あり）私は、もっと南部町に導入できるような、本当にものなのかどうかということをしかり予備的に学習をして、視察地を決める必要があるのではないかと考えています。

その点では、どれだけ日田という、これ後で出てくる話かもしれませんが、そういう目的地的を選考される過程があったと思いますけども、どんだけそういう南部町との関係で調べられたのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 9番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 質疑の要点がはっきりつかめなかったと困っていますが、まず最初に、植田議員に謝罪したいと思います。本当に私も単純なもので、質疑を反対の意味が大きいという思い違いで答弁しまして、そのことはおわび申し上げます。

今の質疑でまた変わるかもわかりませんので、まず公民館、今、私どもも白紙でございます。私どもが南部町公民館、あいみですね、あれも大きな参考になりました。非常にこの地域では私はあいみの公民館は最新の設備をかなえた立派なものだろうと。また、大人から子供の方まで多く利用されるということで自負しておりますし、この議会で町長が南部町公民館さいはく分館の改築を明言されましたので、やはり時期を逃さないようにさらに勉強して知識を深めていく。また、一方では住民の皆さんの御意見もしっかりと聞きながら、財政面も考慮しながらしっかりと調査を行っていきたい。やはりどこがよい、あそこはだめ、ここはだめと言っても、それぞれ長所短所があります。私どもはやっぱり長所ばかり見るのではなく、逆に短所も皆さん一人一人が見つけられて、新しい施設の一つの糧になるよう努力していく必要があるだろうと思います。

バイオマス発電、今の各自治体、また国全体から見ても非常に山地が、林地が荒れております。自然エネルギー、バイオマス、この視察で単町で設備をどうか、ということはまだ先の話です。やはり広域的な面も考えねばならないだろうし、とにかく施設の概要や電力会社との契約、そして、そこで雇用がどう生まれるのかという面からしっかりと調査を行う目的でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この発議なんですが、行政調査特別委員会の設置については反対するものであります。

理由は、この後で今度、議会における地方行政調査について、この中で私はいろいろ意見があります。先ほど設置については、次の発議、21号に関連して理由があります。それについての異議があります。そういうことから調査事件、また、調査地についても異論があります。そういうことからこの設置については反対するものであります。

ちなみに申し上げておきますが、バイオマス発電ですね、このことについては、きのう町内の企業を3件回りました。その中で、木材を扱っている事業所で町内の木材の搬入はほとんどない、いわゆる原材料について。主に日野郡の奥部から入っているということだったんです。それで、ここでバイオマス発電ということについては非常に無理があるんじゃないか、このように思うものであります。ですから、町内の山林の状況から見て、もちろんそれについては手だてはしなければいけません、バイオマス発電を早急にやるようなことは私は非常に無理があるということを思います。

それから、文化施設なんですが、これについても地元の人の声を十分に聞いてからかかればいいのであって、今までいろんなところで施設ができる前にやったんですけども、これについての議会の反映というものが非常に弱い。そういうことからいいますと、設計者任せになっていることがありますので、十分その前に地元の声、いわゆる利用者の声を十分聞いて、そのことから同じような規模のところをやっぱり調査する、これが本筋ではないかと考えて設置に反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。今、亀尾議員のほうから次の21号の中身を絡めて反対だということがございました。私は、特別委員会を設置するか否かの発議案だというふうに思っておりますので、中身のことまであんまり述べるつもりはございませんけれども、山林の状況、搬出される材がないのでうちの町ではもうそんなことをやる必要がない、無理だといったような、そういう発想ではやっぱりちょっとまずいと。今の町内の山林の状況を見て何が必要なのか、これからどうせんといけんのかということを考えるための、行政調査を行うための特別委員会をまず設置をすべきだというふうに思います。以上で本発議案には賛成をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案は、おっしゃるように行政調査をするための特別委員会の設置なんですよ。石上委員長もおっしゃってたように、私たちは行政調査行くに当たって特別委員会をつくることには反対をしないんですよ、していません、そのやり方。ただ、今回改めて委員長のお話をきょう聞いてて思ったんですけども、どういう決め方をしているかということ、特別委員会を立ち上げて、その中でどこに行こうかといって決める前段の特別委員会だったら私たちも賛成できるわけですよ。ところが、今のやり方は各委員会や全協等でどこに行こうかという下準備をして、場所を決めてから特別委員会立ち上げるんですよ。だから、特別委員会の中には調査事件でどういう項目か、場所が出てくるものだからこれに反対せざるを得ないということなんですよ。

それで、誤解があったらいけないように、地方行政調査というのは必要かもしれませんから、そのことについて話し合う特別委員会をつくることは賛成ですから、それはもし、今後、こういうことで論議を本会議でしないためには特別委員会をまず立ち上げて、その中でどこに行くかを決める、その前段の特別委員会を立ち上げるときには私たちは賛成します。

今回は何回も言うように、もう決めてから特別委員会立ち上げてからこういう結果になるということなんですよ。中身については次の行政調査のところでまた討論しますが、そういう状況ですので、今回の特別委員会の設置には反対しているということです。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 黙って聞いてりゃ、本当にそのとおりでございますが、私も平成11年に議員になりまして、最初は特別委員会云々でずっと毎年行政調査に行きましたけど、このように言われたのは初めてでして、今まで行くにもやっぱり中身のあるところ、こういうところ行こうかといって言いながらちゃんと特別委員会つくってやりました。特別委員会だけつくって後で考えましょうというのはなかったはずですよ。

新しい提案でございますけども、それはそれでいいとして、今までなかった。ちゃんときちっと下準備してやりましたので、今のことは当たらないと思います。石上委員長が言われたとおりでございます、それは賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 細田議員が言っておられるのは、何がどうなってるのか私には理解できませんでした。この委員会の設置をしてから行き先を決めるという真壁議員の主張はもともとだと言いながら、今回はできているのでいいんだと。これというのは全然自己矛盾ですね。

私は、全員参加で行政視察はできるようにしっかり皆さんと事前の論議をすることが大事だと思います。やっぱり不安があると思います。特に下関の施設は行っても余り参考にならなかったという話が出てくるわけですから、私は、そういう意味からもっとせっかく税金を使ってやるわけですから、きちっと十分に調査の中身を詰めて、それからしっかり勉強して南部町の発展に寄与するために頑張るようにすべきだと考えます。

以上の点から、今回の委員会設置は非常に不十分な内容、事前の話し合いも不十分だったということから反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 非常に心外な御意見だというふうに思います。事前に何も話し合いをしてなくて、突然特別委員会ができて行くような方向だというようなニュアンスにしかとられません。当然、委員会のほう、あるいは日ごろの活動の中でどういうところに視察に行ったらいいかということをも十分申し述べておられました。そういう中で、大体行くところが煮詰まり、大体テーマが煮詰まり、そして、行く手法として特別委員会の設置なわけでありまして。話を聞いていると、全く何もなくて委員会をつくって行くような感じではありますが、非常に心外であります。私は、今回の議案というのは特別委員会をつくって、設置して行政視察に行くということの議案であります。何ら反対するものではないというふうに考えております。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

本件は、御異議がございますので、起立により採決をいたします。

発議案第20号、地方行政調査特別委員会の設置について、賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 賛成多数と認めます。よって、発議案第20号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

委員は、全議員14名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、全議員14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました地方行政調査特別委員会の正・副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午前10時52分休憩

---

午前10時52分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員長、板井隆君、同副委員長、井田章雄君。以上で報告を終わります。

---

日程第21 発議案第21号

○議長（青砥日出夫君） 日程第21、発議案第21号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提案者である地方行政調査特別委員長、板井隆君から提案理由の説明を求めます。

4番、板井隆君。

○地方行政調査特別委員会委員長（板井 隆君） 地方行政調査特別委員会の委員長になりました板井です。よろしくお願いいたします。

---

発議案第21号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成25年12月18日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 板 井 隆  
南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

---

別紙を読み上げますので、よろしくお願いいたします。

議会における地方行政調査について。

1、目的。地域の実情に応じた自治体行政を推進するため、先導的役割を果たす議会としての役割がますます重要となってきている。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波により福島第一原子力発電所での事故が発生し、10万人を超える被災者が避難を余儀なくされた。設置されている「軽水炉」は、運転停止後であっても炉心を冷やし続ける必要性があり、また、使用済み核燃

料を処分する技術が確立されていないなどの未完成な技術であり、可能であれば核によらないエネルギー源を求める必要がある。さらに南部町内においてエネルギー源を求めること及び再生産可能なエネルギーを求めるには、バイオマスエネルギーの活用も有望な手段である。そのためにバイオマスエネルギーを研究する必要性がある。

また、文化活動施設の機能及び教育委員会との連携を模索することによる、施設の多機能化による効率性の検討及び今後の南部町における文化の交流拠点の位置づけ及び教育委員会との連携による機能を十二分に発揮させることを議会として研究する必要性がある。

2、調査事項。(1) バイオマス発電の稼働状況及び今後について。(2) 文化活動施設の機能及び教育委員会との連携について。

3、調査地。(1) 大分県日田市。(2) 山口県下関市。

4、調査期間。平成26年1月14日から1月21日の間。

5、経費。予算に認められた範囲内。

6、調査の方法。地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

以上です。

○議長(青砥日出夫君) ただいまの提案説明に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(青砥日出夫君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 亀尾でございます。発議案21号です。私は、議会における地方行政調査について反対するものであります。

反対の理由なんですけど、1つは、まずバイオマス発電のことなんですけども、確かに電力が地元で発電できる可能性があるものはやること、このことについては私もそのとおりだと思います。町内では、今どうかといいますと、水力発電、それから、今計画されておりますが太陽光発電、この2つを計画にのっており、1つは、水力発電はもう既に行っておりますが、そういう状況であります。そこでなんですけど、この目的の中の冒頭にあります地域の実情に応じた自治体行政を推進するためとあります。私は、先ほども発議案20号の中でも申し上げましたけども、町内の木材を扱っているところの事業所に聞きますと、町内からの搬入はほとんどないという状況なん

です。そうしますと、自治体の状況に応じたということについては、非常に無理があるというぐあいに思います。将来的に条件ができればバイオマス発電、このことも必要だと思います。しかし、そういう状況の中で、そこに場所が大分県の日田市となっておりますね。これについて、今、果たして行く必要があるのだろうかということを非常にこれについては心配するものであります。行って見た、確かにこういうプラス面はこう、マイナス面はこうであった。果たしてそれでいいでしょうか。私は、ここにありますバイオマスの地域に応じた、繰り返しますが、この実情に応じたことにおいて町内の山林が非常に大きな資源である、そういうことで何とか活用したい。それについてはいろいろな活用方法があると思いますが、バイオマス発電、これをぜひやろうだないかということになれば、それは行政調査として行ってもいいと思います。ただ、言えるのは、全国的に言いますと中国山脈に非常にこういう資源があるということなんで、わざわざそこまで行って見る必要があるのだろうか。そういうところで、計画が進みつつあるこの中国地方にはあるようです。そこができてから行っていいのではないだろうかということ。

それから、次の下関ですね、山口県の。これでいわゆる文化施設を見るということなんですが、私は、まず今の状況の中で、ここにも平成26年度町政に対する要望事項、きのう委員会の中でこれを検討しました。その中で、民生教育常任委員会のほうで11番目の項目にあります。複合施設計画に当たっては、広く町民の声を反映させるよう努力されたい。こういうことになってるんですよ。それであれば議会がまずやるべきことは、町民の方の意見はどういうことか、どういう声をされているのか。そして、またアンケートをするなり利用者についての声を十分聞いて、その中でこういう施設がどうであろうかということで行ってみるのも一つの方法かもしれませんが、まず地元の町民のこの考え、意見というものを十分精査して、そのことから行っても決して遅くない、このように思うのです。そういう中で、今回の行政調査、このことについては多額の費用もかかることです。予算化はしてありますが、そういうのは十分このお金の活用が反映できる、そのようなことをすべきであることを申し述べて反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、本発議案に対して賛成の立場から発言をさせていただきます。

先ほどの議案と繰り返しになりますけれども、町の山林からの木材の搬出が少ない。特に間伐材とか雑木の関係は少ないというのは、反対の議員がおっしゃる現状はとおりだというふうに思います。なぜそういうことになってるのかということをお考えすると、それだけの需要がなかった、

それだけ経済活動になっていない状況であったということがあろうかと思えます。今後、やはり現状の我が町の山林を見ますと、手入れがされていない山林エリアというのがほとんどの地区だというふうに思われますので、特に杉、ヒノキの間伐も必要ですが、今議会でも報告がありましたように、ナラ枯れがとうとうこの鳥取県西部でも出てきました。ナラの木といいますと、シイタケの原木とかそういうことに活用されてはいたんですけども、その活用の度合いが余り大きくなかったということで、相当大木になってしまって活用がなかなか難しいような、そういう巨木と言われるようなナラも非常に山の中に入ってみますとたくさんあります。そういった木を活用しないと、まずナラ枯れの原因となる害虫はそういった生命力といいますか、活力の低下した大木についてくるということでもあります。やはり山は自然のままというか、全く手を入れずに置いただけでは正常な状態で維持することはなかなか難しいだろうと。そうしますと、使い道としてこのバイオマス発電というのは、いろいろ計画もされておりますし、実際に稼働もしているところの状況を見てみますに、この山林の管理にとって非常に有効な手だてともなっております。そして、本来の目的であります発電ということで考えますと、今現在、原子力発電所がとまった状態です。このままずっととめてなくしてしまったほうが、私は個人的には多分そっちのほうがいいんだらうなというふうには思いますが、そのためには石油、ガス等々莫大な金額、はっきり記憶しておりませんが、大体我が国の税収の半分ぐらいの金額を投じてそういった燃料を入れていかないといけないということになると、現在でもそんなに安くない電気代、将来的に多分急激に上がっていくということは予想にかたくないわけです。これは誰が負担していくのかといえれば、もちろん企業も負担をするんでしょうけれども、国民、私たち町民が負担をしていかないといけない。これを切り詰めたり何とかするということは、個人のレベルではできない。本当に生活のために必ず必要なものが大きな負担となってくるということが考えられます。そうすれば、やはり1日でも早く地元にある資源を使ってそういった電力を幾らかでも、できれば全てになれば当然いいんですが、そういう手だてを考えていかないといけない。誰が考えるのかといえれば、やっぱり議会が先頭に立ってそういった考えを進めていくべきだろうというふうに思います。

下の文化活動施設、複合施設のほうについてはこの目的に書かれているとおり、私もやはりいろんな施設を見て、いろんなところの情報を聴取して、それから議論をしていくべきだろうというふうに思って、下関市のこの施設に行くことはとても有意義だろうというふうに思っております。

以上の2点から、本議案には賛成をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 発議案第21号について反対の立場から討論いたしますが、調査事項の1番のバイオマス発電の稼働状況及び今後についてということですが、南部町は数年前に町が新エネルギービジョンというものをつくりましたね。木質バイオマスの活用というのは、今、庁舎にある木質ペレットというのを導入しましたけれども、大々的に活用は難しいというのが町の新エネルギービジョンの結論ではなかったかと思っております。それについて、景山議員がこれからそれを積極的に頑張るって道を開いていくという主張もよくわかるわけですが、そう簡単な話ではなくて2年前ぐらいでしたかね、鳥取県の木材の試験場に行きまして間伐材の活用について調査をしました。そしたら、間伐材は採算に合わないの山に放置されるという状況があるんだと、間伐材を持って出て燃料なりにしていくと、逆に赤字がどんどんどんどんふえていくというのが現実だということもありました。一方、真庭市でやっている例は、あそこに大きな木材加工工場があって、そこから出る加工のくずですね、くずを利用してボイラーを使っている。だから、単純に木があるから利用できるというものではなくて、産業がそこにはないとまるっきり木がそのまま燃料になるということにはならない。そういう難しさがあります。ですから、本当にやろうと思ったら腰を据えて採算が合うところまで勉強する必要はあると思っております。私は、もしバイオマス発電の状況を勉強するならば、真庭というところが近くにあるので、そこに行くべきだと思っております。

それから、2番目に、文化活動施設ですけれども、具体的に建てかえが焦点になっているのはさはいく公民館なわけです。ここには地域振興協議会が指定管理をされていて、社会教育主事の方がいらっしゃらないということが施設の大きな弱点といいますか、社会教育を進めていく一つの課題だと考えております。私は、今回の住民の皆さんの要求などを聞きながら、そういう社会教育の観点から施設のあり方を検討していく一つの問題意識を提供していただくために、そういうことを早急にやっていただいて、その上でどういう施設が適当なのか、考えられるのかという順序を踏んだやり方をするべきだというふうに思っております。今回の行政調査についてはもう少し練る必要があるんじゃないかなというのが私の反対理由です。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

本件は御異議がございませんので、起立により採決をいたします。

発議案第21号、議会における地方行政調査について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 賛成多数と認めます。よって、発議案第21号は、原案のとおり可決さ

れました。

---

日程第 2 2 発議案第 2 2 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 2、発議案第 2 2 号、議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議についてを議題といたします。

提案者である板井隆君から提案理由の説明を求めます。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君）

---

発議案第 2 2 号

議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日 提出

提出者	南部町議会議員	板 井	隆
同	同	秦	伊知郎
同	同	井 田	章 雄
同	同	杉 谷	早 苗
同	同	景 山	浩
同	同	三 鴨	義 文
同	同	白 川	立 真

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

---

議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議。

国際社会において、日本人が諸外国の国民と交流し、友好を深め、平和を築くためには、相互の文化や伝統を尊重することはもちろんのこと、国家や国民の象徴である国旗や国歌に対して敬意をあらわすことは、当然のことである。

平成 1 1 年 8 月、国旗及び国歌に関する法律が制定され、衆議院においては、平成 1 2 年通常国会から本会議場に国旗の掲揚を行い、これを契機に議場に国旗を掲揚する地方議会がふえてきており、日本国における地方自治の一機関である地方議会としても国旗を尊重するのは当然と考える。また、南部町議会として郷土を愛し、その発展を願う意味においても、町旗を尊重しなけ

ればならない。この点から、南部町議会の議場に国旗及び町旗を掲揚することを決議する。

以上、決議する。

平成25年12月18日、鳥取県西伯郡南部町議会。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど板井議員のほうから7名の連名で、議場に国旗と町旗を掲揚したいという決議をしたいという旨の議案が上がってきたわけです。これは議運でも全協でもお話を聞きました。そこで質問です。

1つは、1999年、平成11年ですね、11年に確かに国旗及び国歌に関する法律が制定されました。当時、小渕総理、それから、野中官房長官だそうですが、国論を二分する日の丸について法制化するけれども、これは決して押しつけるものではない。こういうふうなことを国会でも述べられているわけなんですよ。それで、当時、私も町議会にいまして、いわゆる政権与党である自民党系の議員もいらっちゃって、ここにおられた方もいらっちゃいますが、ここに国旗を掲揚したらどうだろうかという意見も再三出てきた経過があるんですけども、その都度、異論がある中については慎重に対応しなくてはいけないということで今まで来た経過があるわけですね。そこでお聞きしますが、先人の、いわゆる私は意見が違う、思想や信条が違う、こういう議会において、そういう意味では今までの選択というのは、保守的な方々も含めて賢明であったというふうに思っているわけなんですよ。この時点で、今、南部町に国旗を掲揚したいと、今までの経過を踏まえて出してくるという目的と意図はどこにあるのかということをお聞きします。

それと、もう一つ、これは私は、今度議会運営のことにもかかわるんですけども、この議会の定数は14名なんですよ。議長が出しておられますから、いわゆる7名があったら絶対通る。それを1、2、3、4、5、6、7、これは出てくるときから決まってるんですよ、7名の連名で出してこられると。私、こういうやり方は皆さんにお考えいただきたいのは、言ってみれば賛成、反対の討論をするまでもなく、これは結果として出ているよという議案を出してくるわけですよ。これは私は、非常に多数派のおごりであり、議会運営をやっていく上においては十分慎重に考えなくてはならないことやと思っているんですけども、その点についてもお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。まず最初に、多数派のおごりではないかとい

うようなことがあったんですけど、これは降って湧いたように出した提案ではなくて、前回の定例議会のときから、国旗の掲揚をということで協議をしていただきたいということを議会運営委員会のほうでも全員協議会のほうでも話をさせてもらって、その都度、いろいろと意見を聞いておりますけれど、そういったときにそこまでの話はなかったんじゃないかなというふうに思いますし、言ったと言われるんですけど、ならばもっともっとそういった協議会のとき、全協のときとかに議題として上げてもっと議論をすべきときは十分にあったと思うんですが、ここに至って議論も少なかった、多数派のおごりであるという言い方は全く心外であるというふうに私は言わざるを得ません。

その中で、まず目的ということがあったんですけど、目的については先ほどお話をしたとおりでございますけれど、それにつけ加えるとすれば、特に南部町ではことしの5月に天皇皇后両陛下をお迎えして、とっとり花回廊で全国植樹祭が開催をされました。天皇陛下のお迎えをするに当たり、この間、町長の答弁だったかな、5,000人以上の方が路上で日の丸の旗を振って歓迎し、両陛下とも非常に感銘を受けられたということの話もされました。そういったことも含めて日本人として生まれたことを誇りに思い、日本の伝統や文化を大切に郷土である南部町を愛し、この地で幸せな町民生活を送らんとする町民の方の代表者である議員と、そして、きょうこうやって相對しております執行部の方々との議論を交わすこの本会議場に日章旗、日の丸、そして、町旗を掲揚するということは、最初に説明しましたように当然で必要であるというふうに思っております。

それと、あわせてですけど、平成11年に法律が制定されました、国旗と国歌に対する。そういったことのことなんですけれど、これもちょっと調べてみましたけれど、その当時ですけど、先ほど言われた方々の意見の中で、その中で大きく集約されるのは今回の日の丸の法律、法制化が正しいかどうかというような世論調査があった中で、日の丸の法制化に賛成が58%、反対が35%、君が代の法制化賛成が47%、反対が39%、そして、今の国会で成立させるべきかというのが反対が66%だったようです。この反対、今、この法律を成立させるべきかどうかということが全てのような形で報道もされ、国旗、国歌は国民の象徴するべきものではないというような風潮が出てきたというふうにも書いてありました。

そういったことで、実質、国民として町民の皆さんは日の丸は国旗であり、君が代は国歌であるということは皆さん方、自然と認識が植えつけられてるんじゃないかなというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 引き続き質疑です。今まで十分協議の時間があつたのではないかと  
いうことなんですけども、提案される板井議員は議運等全協等も異論があるけど出すのかと言  
ったら、多数で出すのだということ言い張ってきたんですよ。これは言ってみれば、論議のしよ  
うもない、いわゆる多数のおごりなんだと私は思うんですね。それについて、そのようなやり方  
が本当にいいのかという点では、再度お伺いしておきたいということと、これは板井議員もおっ  
しゃったように平成11年にしたときに、日の丸を国旗とすることにいいのか、君が代の問題が  
あつたときにおっしゃいましたよね。いいと思う方が58%、ということは、世界で見てもこの  
日の丸のあり方が国民の大多数が本来であれば国旗を愛するという国があつて当然なんだけれど  
も、どうして今の日本の国が、本来であれば多くの国民から愛されなくてはならない国旗という  
国民の旗を58%のように意見が二分するというふうに認識なさっておられますか。私は、少な  
くとも今回多数でこれを決められる方々におかれましても、今の国民ないしは町内の中にも国論  
を二分する内容なんだという認識があるのかないかで全然違うと思うんですよ。その点について、  
板井議員はこのように提案されるんですけども、どうして国民が本来愛されなければならない  
日の丸を二分するような意見があると考えているのか、ここをどうお考えなのか。

3つ目ですね、よく国会にもされたというんですけども、普通、議長や首長の執務室とか、例  
えば議員の控室等に国旗がある場合もありますよね。議場というのは神聖で、しかも言論の府。  
ということは、どこでもそうですけどポスターとか張ったりあんまりせんのですよ、しませんよ  
ね。ということは、確かに今国民の中では日の丸を祝日に掲揚される家庭もあるんですけども、  
地方議会全体を見たらほとんどの議会がしているという状況ではないという現状はどうかという  
点ですね。私も、今回こういう議案が出るのでインターネット等でいろいろな市議会の討論を調  
べまして、やはりすごく討論しているわけですよ。中には、議員じゃなくてそういう団体が請願  
してきて、それを審査しているところもあるんですけども、こういうことが論議になるというこ  
とについて板井議員はどのようにお考えなのか、再度お伺いしておきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。まず、要するになぜ今かという、今提出をし  
たのかということだと思ふんですけど、先ほども言いましたようにもう3カ月以上前からこの  
提案については議員の皆さん方には諮っている中で、いろいろな意見等も出ておりました。前議  
会から、当初、議会運営委員会のほうでは全員一致で対応することが前提であるということ、  
一応最初は合意がありました。ただ、話をしても共産党議員団からは賛成が全くできないと  
いう趣旨が、旨があつたわけです。そうすればいつまでも先延ばしをしても進展が望めることは

まずあり得ない。もうこの議場で、賛成、反対ではっきりと結論を出していく。そのためには少しでも早く結論を出したほうがいいんじゃないかなという考え方です。

それと、次ですけれど、国民の皆さん、または町民の皆さんも含めてどういったような意識を持っておられるかということの中に、やっぱり思想とか良心とか、そういったものがあるとは思いますが、憲法の第19条、思想及び良心の自由、そして、憲法の21条にあります表現の自由、そしてまた、憲法の20条、信教の自由、そういったものを侵すものではないということをお知らせしてはっきりとしておかなきゃいけませんし、国旗及び国歌に対する法律も一般国民に何ら法的な義務も課していないというところから、掲揚したほうがいいのではないかなと思います。

そして、議場に対する、先ほど確かに議場は神聖な場です。ポスターを張ったりとかはしないと。この議場を見てもありませんけれど、国旗、町旗はポスターではありません。考え方が違うという、今、声がありましたけれど、だから、ここで討論して結論を出すんです。ポスターではない。この庁舎の屋上にも国旗は掲げてあります。そして、小学校や中学校の卒業式、入学式、出席をさせていただいておりますが、そのときも主催の子供たちがいる後ろでは国旗を掲げ、小・中学校の校旗が掲げられているというふうに思います。そういった意識もあると、意識を植えつけていく必要もあるという教育基本法も定められているわけですので、やはりこの神聖な議場にも国旗、町旗、掲揚するべきであるというふうに思います。4番目って何でしたっけ、真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） あなたの考え。

○議員（4番 板井 隆君） 私の考え、済みません。先ほど含めてです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私、ある、田中哲朗さんという方の私の考えというインターネットに載せられていた文書を見つけまして、私の気持ちとすごく通ずるところがありましたので、これを討論とさせていただきます。

私は、小学生のころ、運動会の国旗掲揚が好きでした。君が代に合わせて上がっていく日の丸を見ていると敬けんな謙虚な気持ちになり、胸に熱いものを感じました。しかし、今、学校で行われている日の丸強制の実例を見ていると、これは権力に従順であれという踏み絵として使われ

ていると思えて仕方が……（サイレン吹鳴）従順であれという踏み絵として使われていると思えて仕方がありません。

大衆が権力に先導され暴走することは、歴史の中で繰り返されてきました。権力を持った者が民衆を先導し、自分の征服欲や野望を実現しようとするのは、自由選挙の行われている民主主義の国でも起きています。国民が真に自分の国の将来に責任を持つようとするならば、世界の平和を望むのであれば、自分の国の政府の言うことは全部正しいと信じるのではなく、それが正しいかどうか検証し、批判する能力と姿勢が求められます。相手が上の者であれ、誰であれ、正しくないことを言ったりし、したりしている相手には正しくないを批判する勇気が必要です。かつてのナチスが言っていたような、自分たちはすぐれた民族であるから他の国を支配すべきだと言った、他の人や国との優劣を根拠とした誇りや自尊心を持ち、それにより団結することは時として心地よいものです。しかし、この考えによる行動によって多くの人が悲惨な思いをし続けてきたことを知るべきだと思います。

人間は不完全なもので、必ず過ちを犯します。個人の犯す過ちは周囲の人に影響を与えるだけですが、権力を持った者が過ちを犯したとき、その被害は広く深刻なものになります。そこで人々がそれを正すことができるシステムが民主主義だと思います。多数決で物事を決めさえすれば民主主義だと考えるのは正しくありません。それは時として数の暴力になります。自分さえよければ、自分たちさえよければではなく、全ての人々が幸せであり得るように努めるのが民主主義だと思います。社会を構成する人全てが幸せであらねばならないという前提の前に、それぞれがその人なりに社会の成り行きに責任を持つようとする姿勢を持ち、力を持った者が相手であっても理不尽だと思ったときにはそれを指摘し、お互いが納得するまで議論する勇気とエネルギーが本当の意味での民主主義を実現する上で不可欠だと思います。

私には、日の丸の強制の具体的な事例を見ているとこれに反していると思えないのです。卒業式などで日の丸を使いたくないと主張している教員にはそれぞれ理由があります。教員会議の場などでそれを明らかにして論議しようとしても、教育委員会の指導を受けた校長は何が何でも日の丸を使おうとします。反対が強い場合は、誰も見ていないときに校長が日の丸を掲揚して写真を撮り、やったとして報告する例や、校長室で掲揚し、実績をつくる例などがあります。いずれも八王子で実際にあった例。他の地域でも同様の報告は多数ある。誰も見ていないとき日の丸を掲揚することが子供たちの教育のためにされていることは到底思えません。最近では、校長の権限が強化され、日の丸についての議論が拒否され、日の丸についての……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、5分かかりました。

○議員（5番 植田 均君） もう少しです。命令に従わない教員には処分が行われています。これほどのこだわりを示している例はほかには見られません。

このことから、日の丸、君が代を行う学校行事こそがこれを推進している人の考える学校教育のあり方そのものを代表していると考えざるを得ません。厳肅さを子供たちに教えたいという気持ちは理解できます。しかし、そのやり方が余りにも民主主義のあり方に反しています。強制のあり方を見る限り、強い者の命令には理不尽だと思っても従わなければひどい目に遭うぞという例を子供たちに示していると言われても仕方がない現状です。学校で続いているいじめ問題を助長しさえすれば、改める方向は向いていません。物を考え判断し、相手を強い者であっても正義と戦うあしたの日本を背負う力を子供たちの中に育てることとは明らかに逆行しています。

自尊心や謙虚さ、感謝する心などは今の日本人に足りない部分かもしれません。しかし、権力が処分という力づくで謙虚さを求めれば、実現するのは謙虚ではなく卑屈だと思います。日本人はかつての戦争の責任を恥じて卑屈になるべきだとは思いません。軍隊が残虐な行為をすることについての……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、まとめてください、まとめて。

○議員（5番 植田 均君） もうすぐです。

○議長（青砥日出夫君） もうすぐから大分たちました。

○議員（5番 植田 均君） にも、どこの国……。討論には制限しないっていう話だったじゃないですか。

○議長（青砥日出夫君） あなたの言葉じゃないです、それは。

○議員（5番 植田 均君） どの国でも存在したはずです。しかし、事実は事実だと認め、それを繰り返さないことを誓うことは誰にとっても、どの国にとっても大切なことだと思います。仮にその事実が真実よりも多少悪く評価されているとしても、その上で他の人や他の国を大切に思う心と、日本という国に対する誇りや自尊心が実際の行動に裏づけされて、人々の中に育まれていくことが望ましいと思います。

この問題は、ある歌や旗を好きか嫌いかという問題ではなく、日本が民主主義の社会としてありたいのか、それとも権力に無批判に従う従順な国民であるのかを国民に問うている重要な問題です。というふうにおっしゃっております。

こういう立場で、私は反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 原案に賛成者の発言を求めます。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。植田議員の、田中哲朗さんのお考え方はよくわかりました。そういうお考えの方もいらっしゃると思いますが、私は、この提案されました発議に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

私は、先ほど板井議員からお考え、質問に答えられましたけれども、この発議に書かれていますように国家と国民の象徴である国旗に敬意を表することは当然のことであって、今まで私は、何の違和感もなく公式の場で国旗掲揚や国歌斉唱をしまいいりました。考えてみればそれが当然と思っておりまして、この本会議場のような国や町の施策を議論する公の場にそういった国旗、町旗がないほうが何でだろうというふうに思うぐらいであります。

町民の皆さんも、天皇皇后両陛下のお話がありましたけれども来られたときには、お出迎えに何の抵抗もなく日の丸の小旗を振って歓迎をされておりますし、町民各地の運動会におきましても国旗掲揚や国歌、君が代の斉唱を皆さんがされております。そういうことで、町民の皆さんはそれぞれ受け入れられておりますし、教育現場におきましても先ほどもございました。卒業式や入学式などの式典や学校行事で国旗を掲げられ、子供たちと一緒に保護者の皆さんもそれを国歌斉唱されております。私は、これが南部町民の皆さん方のお考えだろうと、私はそういうふうに感じておりまして、ここ本会議場にもやっぱり受け入れられている国旗というものは掲揚しても何ら問題はないではなかろうかというふうに思っております。

先ほどの反対討論の中でもございましたけれども、国旗、日の丸が侵略戦争の象徴だとか、国歌を軍国主義に導くものというふうなお考えで反対の御意見ありましたけれども、その不幸な歴史は国旗が問題であって国旗がさせたのではなくて、その時代の政治であったり、教育がそういうふうにならなくなってしまったということだろうと私は思っております。二度とそういうふうにならないためにも、私は国旗を掲げて平和な国家を愛する国民として、国旗に対するそういった誘導的な偏見を今こそ正すべきではなかろうかというふうに思っております。

私たち町会議員は国民でもある町民の皆さんの信託を受けてこの議場にいるわけですから、国民、町民の象徴としての国旗あるいは町旗をこの議場に掲げて、その前で町民の代表であることを各自が認識、自覚して襟を正し、真摯な議論を交わすべき、そういう公式の場であるべきだと考えます。そして、全国的に見ますと県議会では全ての県議会議場に国旗、県旗が掲揚されているということもございます。それが私はあるべき姿ではなかろうかというふうに考えております。

そういう考え方からこの提案に賛成するものでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の国旗の掲揚をするという決議については反対です。

1つに、先ほど質疑の中でも言ってきたことですけれども、やっぱり議場に掲揚するということは言論の府であるところですね。それで、さっきも言っていますが、これは国旗を決議に、例えば国家や国民の象徴である国旗や国歌に対して敬意を表することは当然のことであるとか、いわゆる町旗を尊重しなければならないというこの決議のあり方は、私はこれまでの議会の中での民主主義と、先人が英知としてきた表現から見たら、著しく禍根が残るし、南部町議会としてこのような決議を残していくということについては、一町民としてもそうですが一議員としても、やはりこういう表記の仕方は間違いではないだろうかということ指摘しておかなくてはならないと思うんです。おっしゃるように三鴨議員も、国民であるならば国歌や国旗を尊重して当たり前だとか、当然のごとくと言うんですけども、それは三鴨議員の考えであって、私は一住民の議員としては尊重するわけですけども、そうでない方もいらっしゃるわけなんですよ。本当に議会が良識を発揮するというのであれば、町民の中にはいろんな歴史を経てきた方もいる中で、残念ながら政治の責任でしょうけども、この日の丸と君が代というのはやっぱり第二次世界大戦ですよ。その評価をめぐっていろんな問題が起きてきて、国民の中で二分しているわけなんですよ。それを考えたときに、まず地方の政治家といってもしなくてはならないことは、日本の歴史を振り返ってあの戦争は何であったのか、今、日本国民として何をすべきなのかということが最重要課題であると思うんです。だから、二分されているところについての強要していくということは、幾ら県議会がやっておろうと何であろうと私たちがここで考えるならば、そういうことを強制してはならないというのが大前提だというのが一つです。それと、この決議の中のこの文章も当然認められるものではないということをおかなくてはならないと思います。

第2点目ですね、これはここに座っている議員の皆さんに訴えたいと思うのですが、二分してくるのはやはり戦前の天皇制の問題と、日の丸のもとに国民が国家総動員されてきた歴史があるわけです。その中には、1922年で水平社運動されて、いわゆる差別反対に立ち上がった方々も、それから、新しい宗教を立てる、新興宗教等も一つの国の流れの中で批判されて否定されてきたわけなんですよ。私は、共産党の議員としてここに立っておりますが、私のもとにも一寺の寺族としてそういうあり方であってほしくないという声があるし、友人や知人の中からもこのような歴史の中で今の国のあり方自体に問うということをおも負託されているわけです。そういう方々もこの中にはいらっしゃるのではないのでしょうか。そういうことを考えたときに、私はこれは軽々に判断するものではないし、よそがやっているからではなくて皆さんの良識を信じていたいと思うのです。

それから、もう一つ、これも先ほどの三鴨議員で感じたことなんですけども、小学校、中学校

というのは国旗掲揚しているんですね、校旗と一緒に。なるほど、全員が君が代を歌うんですよ、立って。ところが、高校に行ったら半数以下ですね、保護者が立って歌っているのは、なんですよ。それで、もう一つ、私、子供の大学に行ったときに、何と舞台には国旗等が掲揚されていないんです。あるのはその大学の旗ですね。うちの息子は寺でしたから、道元禅師と瑩山禅師とぼんと張ってるんですけども、その帰りにたまたまよその学校の入学式に行っておられた保護者と東京駅で会って、実はねって、きょうの入学式こうだったんですよって言ったら、その方が、いや、うちの学校はどうだったかという万国旗見てたんですよと言うんですよ。なぜかという、そのときにした学長の意見は、この学校には日本だけじゃなくていろんなところから来ているんだという話だったんです。そのときに私は、果たして小学校、中学校のあのあり方が本当に国際人として正しいあり方なんだろうかというふうにも考えたわけなんです。

そういう意味でいえば、確かに良心的に国旗であるのだから掲揚すればいいという声もあるかと思いますが、国民の意見を二分しているということを考えたら、私たち地方の政治家といえどもとるべき態度は決まっているのではないのでしょうか。そういう意味でいえば、提出者になった方々も今からでも考え方遅くはないと思いますので、良識的な判断をしようではありませんかと呼びかけて反対討論とします。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番、井田でございます。発議案第22号、議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について、賛成の立場で討論いたします。

この発議案は、議場における国旗及び町旗の掲揚についてであります。決議文、また先ほど提案者であります板井議員の質疑答弁、また三鴨義文議員の賛成討論で大体網羅されていると認識しているところでございます。国旗、市町村旗は、国、各市町村のシンボルとして認められているということは皆様御承知のとおりだと思います。また、会議やスポーツといった国際交流の場でも日の丸は日本の象徴として認められております。

今回の発議案は、議場に国旗、町旗を掲揚という決議についてでございますが、私は民主主義の場として当然であると認識しておるところでございます。

したがって、私はこの発議案に対して賛成すべきであると考えます。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、発議案22号、議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議に反対するものであります。

理由は、まず議場の様子は全員一致で行うもの、このことです。それはなぜかといいますと、

平成11年8月にいわゆる法律が制定されましたが、その中でも決して押しつけるものではない、これは個人の良心に沿って行えばいい、このように位置づけられています。

私がなぜ議場は全会一致が原則であるかといいますと、いわゆる議員の思い、あるいは意見、そのようなことが自由に発言できる場である、このことであると思います。だから、議員の意思がそのことを保障するその場をつくるためには、やはり議員の総意のもと、全会一致のもとに議場の様子を変えるということだと思えます。ちなみに言いますが、いわゆる議員が削減定数、これが議決された後、いわゆるあいている机、これをどうするかということによって位置を変える、このことも全会一致でそうしましょうということになりました。それから、質問席、これもそこにしましょうということ、これも全員で来ました。それから、いわゆる足の不自由な方、歩行が大変困難な方にエレベーターをつけましたね、つけた以上はその方が議場の中で傍聴するそういう仕組みもつくろうではないかということで、いわゆるこの横にスロープをつけてそこで傍聴をそれも可能にしよう。これも全会一致でやったことなんです。ましてや、国がつくった法律、これを押しつけるものではない以上、やはりこれを掲げること、国旗を掲げること、これについては全会一致でやる、これが議会の法則ではないでしょうか。

そのことからいえば、この発議案に対して私は承認することができず、反対するものであります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

本件において御異議がございますので、起立による採決をいたします。

発議案第22号、議場における国旗及び町旗の掲揚に関する決議について。原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 賛成多数と認めます。よって、発議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 発議案第23号

○議長（青砥日出夫君） 日程第23、発議案第23号、軽自動車税等自動車関係諸税のありかたを求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員長、石上良夫君から趣旨説明を求めます。

石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

---

発議案第 23 号

軽自動車税等自動車関係諸税のありかたを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 25 年 12 月 18 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石上良夫

南部町議会議長 青砥日出夫 様

---

――意見書（案）を読み上げます。

---

軽自動車税等自動車関係諸税のありかたを求める意見書（案）

軽自動車税等の見直しについては、現在総務省において、平成 26 年度税制改正に向けた検討がなされている。

総務省に設置された「自動車関係税制のあり方に関する検討会」では、予定されている消費税率の引き上げに伴って、自動車取得税が段階的に廃止された場合の財源補てんのため、軽自動車税、自動車税の増税を含めて議論されている。

しかしながら、軽自動車の取得時における課税を、保有することによる課税に置き換えることは、結果的に保有者の負担増となる。

我が南部町においても、町内自動車の保有台数 8,742 台（平成 25 年 4 月現在）のうち 4,867 台が軽自動車であり保有台数の 56% に至っており、今後ともこの軽自動車の普及は伸びていく傾向にある。保有者の現状をみると若者、女性、高齢者が中心で極めて所得の少ない町民で、仕事や日常生活の足として活用されている。軽自動車税の増税は地方の交通不便地域において軽自動車を仕事や日常生活の必需品とする住民にとって確実な負担増となる。

さらに、地球環境面から見ても、環境負荷の少ない軽自動車の税である軽自動車税を増とすることは、軽自動車ばなれを後押しする方向性をもち、結果的に環境負荷を増加することが懸念される。

また、日本の基幹産業の一つである自動車産業の空洞化による雇用の悪化を回避し国内経済を立て直すためには、自動車の国内販売の回復が不可欠である。

このような論点から真摯に検討を行い、地方経済や雇用への悪影響が及ばないように十分配慮する必要がある。

以上により、国においては、このような実態を十二分に踏まえ、安易に代替財源を軽自動車税等に求めることのないように、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年12月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長

---

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑はなしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、発議案第23号、軽自動車税等自動車関係諸税のありかたを求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

**日程第24 発議案第24号**

○議長（青砥日出夫君） 日程第24、発議案第24号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を議題といたします。

提案者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。

---

発議案第24号

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成25年12月18日 提出

提出者 南部町議会議員 亀尾 共三

賛成者 同 植田 均

賛成者 同 真壁 容子

南部町議会議長 青砥 日出夫 様

---

――別紙です。意見書（案）です。

---

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書（案）

安倍内閣と自民・公明両党は、国民世論を真っ向から踏みにじり、暴挙に暴挙を重ね、秘密保護法を強行成立させた。

特定秘密保護法は、政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に「特定秘密」と指定され、事実上永久的に国民に隠し続けることができる法律である。「何が秘密かは秘密」だとして、国民の「知る権利」が奪われ、「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰される。国会の国政調査権、議員の質問権も乱暴に侵される。「第三者機関」なるものをつくっても、法律の危険性は何も変わらない。

しかも、法案提出からわずか1カ月余、審議時間は衆参合わせて70時間にも満たないのに、委員会で突然質疑を打ち切り、強行採決した。こんな議会制民主主義の破壊はかつてない。やり方一つをとっても、法律として絶対に認めるわけにはいかない。

このように特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪（じゅうりん）する違憲立法であり、撤廃を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年12月18日

【提出先】

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

---

以上であります。どうか皆さん方の賛同を得て、ぜひこれを決議していただくようよろしくお願いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 原案に対して反対の立場で討論させていただきます。

この法案は12月の6日の深夜、参議院議員で賛成多数で可決され成立いたしました。法案についてのポイントとして読売新聞は次のようにまとめています。

安全保障に関して、特に隠匿が必要な機密情報を閣僚らが特定秘密にして、特定秘密を漏えいした公務員らに10年以下の懲役、不正取得の共謀・教唆などは5年以下の懲役。特定秘密の指定は5年、更新もできるが30年を超えて継続する場合は内閣の承認が必要。暗号や人的情報源など7項目の情報を除き、指定の上限は60年。国民の知る権利の保障につながる報道、取材の自由に十分に配慮し、適正な取材行為は罰しないというぐあいに4ポイントにまとめています。

この法案の成立後、マスコミ各社は世論調査を行っています。共同通信の12月8日、9日の全国緊急電話世論調査、これは1,427人の対象者のうち1,020人が回答されています。特定秘密保護法、賛成24.9%、反対60.3%。法律の扱い方、このまま施行9.4%、修正54.1%、廃止28.2%。法律への不安、感じるが70.8%の結果が出ています。このことから、国民の知る権利の侵害の懸念が根強いと分析をされているわけであります。

振り返ってみますに、この数カ月間、マスコミ各社は特定秘密保護法案反対の大キャンペーンを張っています。まさに世論を操作しているかのごとく報道であります。

この法律は我が国の安全保障に関する、特に戦前の治安維持法のように言論統制を行う法律との指摘もありますし、また昨日同僚議員からいただきました資料、元自民党幹事長の野中広務さんがこのように述べております。今、戦争の足音が聞こえてくると言っても過言ではありません。非常に残念なメッセージであります。

先ほど読売新聞がまとめたポイントの中にもありますように、この法律は我が国の安全保障に関する情報のうち特に隠匿することが必要であるものについて、特定秘密の指定及び取扱者の制限、その他必要な事項を定める。これ第1条であります。としております。つまり、安倍首相も一般国民が特定秘密を知ることはあり得ず、ゆえに処罰されることはあり得ないと国会でも答弁していますように、一般国民が対象になることはないというふうに考えられます。

参議院で非常に審議がもめました。この最大の論点は閣僚が恣意的に秘密の範囲を拡大するのではないかとこの点だったというふうに言われています。その懸念に対し、秘密指定の妥当性をチェックする第三機関として保全監視委員会の設置、内閣府に情報保全監察室を発足することを明言し、具体的な対応の努力をすとしています。

今回提案されました意見書の内容で、秘密に近づけば一般国民や情報機関までもが厳しく処罰される。国会の調査権、質問権も侵されるという文章がありますが、戦後の民主主義国家としての歩み、また政治体制、そして、報道姿勢の変化を無視した指摘ではないかというふうに考えます。

しかしながら、この法案の審議を通じて政府に対する国民の不信感が増したことは紛れもない事実であります。その要因が内閣支持率の低下としてあらわれています。政府は謙虚に受けとめて改善すべきだというふうに考えています。

この法律は、公布後1年以内に施行されますが、与野党は協議を重ね、よりよい法制に仕上げてくださいよう努力し、特定秘密保護法案の撤廃を求める意見書に対しては反対いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この特定秘密保護法の撤廃を求める意見書に賛成の立場から討論いたします。

特定秘密保護法とは何なのか、知らないまま公務員がそれを漏らしたり国民が知ろうとしたりすれば重罪にかけられる安倍政権が日本版NSC、国家安全保障会議設置法と一体で成立した秘密保護法であります。日本を戦前のような暗黒社会に変え、米国と一緒に海外で戦争をする国に

しようとする軍事立法という性格を持ったものであります。さきの秦議員が紹介されましたように、元自民党幹事長の野中広務さんが戦争の足音が聞こえると言われたのは、そういうあの時代をよく知っている方だからの感想だと思えます。

秘密保護法は政府が持っています行政情報のうち外交、防衛、テロ、スパイなど、その漏えい我が国の安全保障に著しい支障を与えるものを行政機関の長が特定秘密と指定し、その管理や提供、取り扱いの仕組みを定め、それに違反した公務員などは最長で10年の重罰を科すというものであります。何が特定秘密と指定されているかは秘密です。政府は特定管理秘密や防衛秘密などの名目で40万件を超える行政情報を国民に隠しており、秘密保護法は行政機関の長の判断で秘密がどこまでも広がるおそれがあります。

かつて、戦前の日本では軍艦や軍事施設を写生しただけでも取り締まりの対象になったことが知られていますが、何が秘密かわからないままそれを漏らしたり、知ろうとしたりすれば処刑されるかもしれないという社会はとんでもない不気味な社会です。

秘密保護法では、特定秘密を取り扱う公務員や仕事を請け負う企業の従業員などは適性評価で徹底的に調べられます。調査は本人だけではなく、家族や同居人まで及び犯罪歴や飲酒の節度まで調べられます。適性評価は、一旦合格した後も問題があると疑われればいつでも行われるのです。公務員などは日常的な監視下に置かれます。まさに暗黒社会です。国民から見れば特定秘密にされているのかも、誰が適性評価に合格して秘密を取り扱っているかもわかりません。わからないまま、たまたま秘密の公開を迫ったり、何とか手に入れようと共謀・教唆、先導したりしただけでも違反したと言われかねません。共謀や教唆、先導は秘密に入れなくても処罰されます。何が秘密かもわからないということは恐ろしいことです。

法には国民の知る権利や取材、報道の自由といった言葉が盛り込まれましたが、何の保障もありません。国民の知る権利や取材、報道の自由は、基本的な権利です。それを勝手な秘密で封じ込め、重罰でおどして国民を萎縮させておいて、どうして権利を守ったのだと言えるでしょうか。

安倍政権が国会で国家安全保障会議とともに成立させた特定秘密保護法は、文字どおり総司令部としてアメリカのNSCなどから手に入れようとしている軍事情報を国民から隠し、自由に使うためです。国民の目、耳、口を塞いで、米国と一緒に海外で戦争をする国を目指すものであります。暗黒社会の復活と戦争をする国を許さないために、秘密保護法の撤回を御一緒に求めようではございませんか。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷早苗です。私は、この発議案第24号、特定秘密保護

法の撤廃を求める意見書に対しまして、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどから聞いておりますと、マスコミ先導で起こったような不安をあおるような言葉ばかりが出てまいっております。資料としていただきましたこの中の、野中広務さんの、今、戦争の足音が聞こえてくると言っても過言ではありません。この言葉どおりのような、そういう賛成の御意見のようでした。

私は、この特定秘密保護法の撤廃を求める意見書、これは反対の立場でございます。この特定秘密保護法を持つということは、とても大事なことと思っております。世界の多くの国も持っております。この法律は漏えいすると日本の安全保障に著しい支障を与える情報を一定期間特定秘密に指定し、保護するというものです。この特定秘密保護法の必要性というものは、例えば今日日本の周りには非常にゆゆしい事柄が多く発生しております。防空圏にしても海洋圏にしてもいろいろあります。これには中国の台頭が著しく見られており、尖閣諸島の脅威などもあります。日本の一国では守り切れないことなどたくさんあることから、みんなで守りましょうという機運が盛り上がっております。これらのことは日本とアメリカの日米強化であり、東南アジア諸国との協力関係の強化と考えられます。

日本は2013年11月27日の参議院本会議にて、自民党、公明党、民主党、みんなの党、日本維新の会などが賛成し、成立して国家安全保障会議、NSCですね、これがありました。この国家安全保障会議も多くの国にても設置されております。日本の場合は総理大臣が中心になり、官房長官、防衛大臣、外務大臣などが意見交換をしながらどんな危険があるのか分析をし、そのときに日本だけの情報では足りないことから各国々と情報交換するわけですが、しかし、そのとき今まで過去では、日本から重要情報がすぐ漏れてしまうということがありました。それは秘密を守るべき役人、政治家が漏らしたことがあったということだそうです。これらより、日本は情報に脇が甘い国と定評があり、こんな国に重要な情報を教えられないということになります。

このようなことを防ぎ、守るためにも秘密情報保護法が必要であり、この秘密情報保護法は国家安全保障会議とセットだと思います。国家安全保障会議は必要と認められておりますので、これを担保するためにも特定秘密保護法も当然認められるべきだと思います。

秘密を30年から60年にした、このような議論があります。秘密に指定し、初め5年間秘密にしておきますね。5年たったらまだ秘密にしていいかどうかチェックをして、このようなことを5年ごとし、延長して一応30年で基本的に情報公開をするようになっていますが、でも、中には秘密解除をすることはいけないもの、例えば武器、航空機の情報、暗号、それから、暗号などの情報に準じ、法令、政令で定める重要な情報7項目は例外として、60年を超えても秘密指定を

続けることができるとしています。秘密指定で全てが60年になるというものではありません。マスコミの一部には治安維持法の復活だとか、市民が自由に物が言えなくなるようなことがあると言っているようですが、これらをよく読んでみますと秘密を扱う人に適性検査をするということについて、それがあたかも一般市民にまですると思わせるそのようなことの意味合いも含まれております。秘密を扱う人の適性検査とは、薬物の乱用、その影響があるような方、精神疾患にかかっている方、飲酒についての節度の甘い方、経済的な状況の思わしくない方、このような方です。特定秘密を扱うのですからこれらのことは当然だと思いますけれども、間違っているでしょうか。

官房長官である菅氏は16日の記者会見で、臨時国会で成立した特定秘密保護法をめぐる一部の報道について誤った認識が多いのではないかなどとも話しておられます。同法は安全保障にかかわる機密情報を漏らした公務員らへの罰則を強化するものですが、この菅氏は映画監督が映画がつくれなくなるとか、オスプレイをスマートフォンで撮ってメールをすると逮捕されるとか、あり得ないことが報道されていると指摘されております。同法は、13日の公布から1年以内に施行されます。菅氏は、国民が懸念している部分は施行までの間にしっかりと説明していきたいと強調されておりました。

参考資料としていただいている秘密保護法ワタシモノという各界の著名人の方がコメントを載せておられます。この中をよくよく読んでみると、憲法9条に関しての反対の立場の方、それから、またマスコミで情報操作されてその影響の中で考えられている方、そのような方の意見も多いようでした。その中で、国際社会では秘密をできる限り限定し、メディアや非公務員は処罰対象にしないというツワネ原則がある。国際社会のルールに照らし合わせてもこの秘密保護法はおかしいというような、元参議院議員の水野誠一さんのコメントがございました。私は、このツワネ原則というものがよくわかりませんでしたので、ちょっと調べてみました。7つの項目にわたって書いてありました。1つ目は……。その中で一番最後に確かにおっしゃるようにメディアなど、非公務員の処罰の対象外とするというのにはありました。それで、その7つの中の上から2番目には、政府は防衛、外交、情報において、開示すると問題があると限られた範囲で合法的に情報を制限することができる。このツワネ原則にも書いてございました。

私は、先ほども述べましたように、国民が懸念している部分は施行までの間にしっかりと説明していきたいとされておられます。そのような不十分な部分もある法案だということは承知しております。冒頭述べましたように、私は、特定秘密保護法を持つということはとても大事なことだとは思っております。しかしながら、この意見書は撤廃を求められておられますので、どうし

ても賛成しかねます。以上を述べまして反対の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 秘密保護法の撤廃を求める意見書をぜひ皆さんと御一緒に上げたいという意見です。

きょうの新聞では、鳥取県議会が慎重に対応するよという意見書を若干ですけど、多数で決めています。（「撤廃じゃない」と呼ぶ者あり）そう、慎重な運用ですね、決めています。大前提として、先ほど杉谷議員、秦議員も若干問題があるというのであれば、私たちは異論のあるところではございません。慎重に扱うべきではないかという意見が上げられるのであれば御一緒に上げたいと思いますので、そのことに何らこだわるものではありませんので、そうであればまた協議しようではありませんかということをお呼びかけおきたいと思ひます。

先日、インターネットを見ておりましたら境港市議会の議員ですね、美保基地にC1輸送機の騒音の問題があつて、それをいつ来るのかということをお尋ねたら、公務員法と自衛隊法でそれは住民に知らせることはできない、地元の市会議員であってもできないという回答が来たそうです。これは議会として、議員として、国民として知る権利があると言つて聞いても、今の日本政府のもとでは公務員法と自衛隊法によつて出されない内容があるわけなんですよ。これ皆さん御承知だと思います。今回の特定秘密保護法が通つたらどうなるかということ、その市会議員が聞いたことが罪にされるということなんですよ。なぜかということ、秘密が何かわからなかつたから、聞いたつたらそれが教唆ですよ。今度、通常議会では安倍政権は、共謀罪を出したいということなんです。その方向がどこに行こうとしておるのか。この中には自民党を支持される議員の皆さんいらつしゃいますが、自民党の諸先輩の方々も心配しているというのはまさにその方向のことではないでしょうか。

それから、先ほど言つておりました中身がどうだというのは、先ほど言つているよに今の日本の国では前に座つておる方々は公務員ですよ、公務員法によつて守秘義務があることを課せられておるわけなんですよ。国家公務員だつたらもっとひどいですよ。国家公務員の試験に受かつた場合には、家族、親族まで調べられるのではないかということも言われているわけですよ。それと、先ほど言つたよにいろんな意見を聞くと言ひますが、麻薬等ではなくつて、今でも国家公務員、特に原発にかかわつたり、国家安全保障にかかわる国家公務員等については、親族、家族だけではなくて友人関係についても全部網羅せよということがしておるというのは、この間も新聞ですつぱ抜かれておたことですよ。そのよに、このよな内容もこの秘密保護法が通れば新聞に書くこともできなくなつてくるのではないかと、このよ懸念の声があつてマスコミが声

上げているわけですね。先ほど反対だという秦議員も、杉谷議員も、そのマスコミがマスコミ先導で保護法が悪いように言われていると言いますけれども、このツワネ原則にあるように、2013年6月にツワネ原則というのができたんですね、新しい、比較的。その中で、確かに杉谷さんがおっしゃる2条には合法的にできるということを、今の日本でいえば、合法的に地方公務員法と自衛隊法によって制限を課せられている、こういう内容のこと言うんですよ。であって、合法的といえども、メディアや公務員ではない非公務員ですね、国民に対して処罰するようなことはしてはならないということがツワネ原則の中に書いてあるという内容なんです。そこにまで踏み込むのではないかとって国会論争があって、森少子化担当がなぜなっているのかわかりませんが、その方は全部ことごとく認められてきたわけなんです、そのことを。だから、あんなに国会が騒然となったわけではないでしょうか。決して菅さんや安倍首相が言うように第三者機関をつくったから大丈夫と言っても、最終日の参議院の会議で初めて出てくる内容なんです。そういうことを考えたら、第三者機関があったといっても何ら修正されるわけではないということが明らかだと思うし、現に、全国の都道府県の全ての弁護士会が反対している。この中には自民党を応援なさっている弁護士もいると思うんです。そういう状況の中で、私は少なくとも今の自民党の議員の中に真っ向から賛成ではなく、この国の行方について不安の声が上がっているというのも新聞紙上で書かれているとおりでと思うんです。

この資料を読んでもうござってありがたいと思うのですが、野中広務さんというのは京都出身で警察官僚ですね。この方がどう言っているかということ、今の政治は非常にこそくだと、こう言っていますよね。それで、政治家ならこそ言えるのは、これは何のためにやっているかということ、やっぱり戦争に向けての準備だということをはっきり言っているわけなんです、元自民党の方がね。武村さんというさきがけの方も、自分が政治において官房長官しとったからよくわかるけれども、これは何のためかということ戦争の準備だと言っているんです。そういうことを見抜いているから、多くの国民が反対だという声を上げているのではないのでしょうか。

私は、この緊急世論調査をとったことも含めて、国民の多くは中身を知るにつれて不安の声が上がっています。この町内でも私どもにごく普通の一般の主婦の方が、今の安倍さんは今の日本を北朝鮮みたいな国にするつもりかというようなことを言うてくるわけですよ。というのは、これやはりテレビの中でこの秘密法の問題点が明らかになってきているからだと思うのです。

そういう点でいえば、県議会とか各市町村の議会でも全会一致で秘密保護法の撤回ないしは慎重審査を求める声がたくさん上がっています。私は、少なくとも将来にわたって南部町だけが国の政治と外れて戦争になって巻き込まれないという可能性はないはず。それに、先を見通し

たことを語るのが政治家であるというのであれば、この今の自民党のやっている行く末がどうであるのかということ冷静に考えて、これは党派を挙げて、本来あるべき内容でないことについてはしっかりと反対の声を御一緒に上げていただきたいということをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この発議案24号につきましては、反対の立場からしゃべらせていただきたいと思います。

今、るる同僚議員が言われまして、一々もっともなところがあります。私も一応政府与党の公明党で党籍持っております。その中で、一番私も不安だったんです。私たち公明党の出身母体、支持母体は創価学会でございます。創価学会、一番こういうことは痛い目もしておりますし、苦い経験もしております。これは戦前の治安維持法との絡みでして、これがどうも絡むんじゃないかというような懸念が私もしておりましたし、学会員の中にもたくさんそういう方がおられました。それが政権与党に入ってなぜこのようになったんだというのが全国からいろんな問題というか、質問が参っておりました。その結果として世論調査もされ、安倍総理もそれについて丁寧な説明を今後ずっとしていくと言っておられます。また、鳥取県の県会議員の、この間の週末にもこれについてはちょっと慎重にというような意見もあったようですが、その中で皆さんが本当に何でというところについて私もそれなりに勉強してまいりましたが、ちょっとお聞きいただきたいと思います。

なぜこの特定秘密法案にみんなが賛成したんだというのが私たちの仲間でもございました。その中で回答は、国は安全保障上、どうしても守らなければいけない秘密があると、ただ、それと同時に国民の知る権利を確保しなければいけません。このバランスが課題だった。公明党が政府の当初案を大幅に修正させて、そのバランスを確保できました。これらのことから、公明党は特定秘密保護法に賛成したんだと。このように言ってきました、んんってって誰も思ったんですけど、その特定秘密というのは、それが仮に漏れてしまうと国の安全保障上、極めて重大な支障があるものですが、例えば個人でもキャッシュカードの暗証番号、あるいはインターネットのパスワード、これは外に漏れたら困ると思いますと、そういう例を言われまして。国も同じように、安全保障上、外に漏れたら困る情報がたくさんあります。例えば自衛隊の装備の性能、あるいは自衛隊や外務省で使っている暗号、これが外に漏れると非常に重大な問題になります。日本だけでなく、世界各国にも安全保障上、守らなければいけない情報があります。欧米各国、あるいはアジアでいえば、お隣の韓国も国の安全保障上の重要な情報を守るために同様な法律をつくってお

ります。残念ながら日本でそういった法律がなかったために、海外各国から見ると日本に情報を提供するとそれが漏れるかもしれないという懸念があって、本当に機敏な情報が入手できてきていたというのが課題だったそうです。今回、我が国としてもこの臨時国会で国家安全保障会議をつくりましたが、このNSCが十分に機能するためにも海外からの安全保障上の重要な情報を入手する必要があり、その意味からも特定秘密保護法を早く成立する必要があったというような回答をいただきました。

それで、もう一つは、私が一番心配しておったのは、国民の思想や信条、侵害に批判、こういうことなんです。この法律が成立すると、戦前の治安維持法のように国民の思想、信条が侵害されるのではないかという批判もありました。条文のどこをとっても見ても、そういったことは全くありません。そもそも戦後の日本は憲法上、思想、信条の自由がきちんと守られているわけですから、この法律ではそういうことが損なわれることは全くありませんという回答を得ました。

それと、もう一つは、特定秘密の範囲が拡大解釈されるのではないかということでしたが、特定秘密は4つの項目に限定されております。1つ目は、防衛。2つ目は、外交。3つ目は、スパイ防止。4つ目には、テロ防止だそうです。原発の事故が隠されるのではないかという指摘がありました。原発の事故情報は今回の特定秘密の対象ではありません。原発に関していえば、原発の警備の仕方についてはテロリストから原発を守るために特定秘密になる可能性はあるとは思いますが、原発そのもの、あるいは原発の事故情報について対象外なので、従来どおり公開いたします。これと同様に、あくまでも今回は対象を国の安全保障上、どうしても外に漏らすと重大な影響があるというものに限定していますから、国民生活一般にどんどん秘密の指定範囲が広がるということにはなりません。その上で、公明党の主張で各大臣が恣意的な特定秘密の指定を行わないように、あらかじめ政府は有識者の意見を聞いた上で、特定秘密の指定や解除に関する統一な基準を策定することを法律に盛り込まれております。そういう意味で、いろいろな観点から特定秘密の指定がどんどん広がらないように、きちっと基準のもとで指定を行い、それをさらに監視する、こういう仕組みをつくっておるのが今回の特定秘密保護法だそうです。

第三者機関が与野党で合意いたしましてなりましたが、これでいろいろな政府案を修正させていただきました。主なのは、国民の知る権利を条文に明記し、特定秘密への取材行為を正当業務として不処罰にしております。2番目に、特定秘密の指定、解除の統一基準作成などで首相に助言する有識者会議を設置しております。3番目に、特定秘密の指定期間の延長を原則30年以内に定め、それ以上は閣議決定が必要としております。与野党協議で修正された中は、スパイなどの目的がなければ特定秘密の取得の行為は処罰されないとしております。統一基準の運用が問題

なく行われているかをチェックする第三者機関を設置しております。人的情報源など、特別7項目を除いて通算60年を超える延長はできないとしたのが与野党の修正協議でできました。

そのように意見書の案にありますように、秘密が秘密だとか、国民の知る権利が奪われるとか、一般の国民、報道機関が激しく処罰されるとかというのは今の段階ではない。けども、皆さん国民は大変危惧しておりますので、首相が言われるように本当にもうちょっと説明をきちっとしていただくよう言っておられますので、それを信用いたしましてこれに関しては反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第24号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。本案は否決されました。

---

#### 日程第25 議長発議第25号

○議長（青砥日出夫君） 日程第25、議長発議第25号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。予算決算常任委員長、秦伊知郎君から、閉会中も水道事業調査等所管事務について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がございました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、予算決算常任委員長、秦伊知郎君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第26 議長発議第26号

○議長（青砥日出夫君） 日程第26、議長発議第26号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第 27 議長発議第 27 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 27、議長発議第 27 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第 28 議長発議第 28 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 28、議長発議第 28 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 8 回南部町議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 25 年第 8 回南部町議会定例会を閉会いたします。

議長挨拶

○議長（青砥日出夫君）ここに、平成25年第8回南部町議会12月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

12月6日から本日までの13日間にわたり、各議員の御精励によりましてただいま閉会を宣告できましたことは、議長といたしましてまことに喜びにたえません。

町長を初め、執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、深く敬意を表しますとともに、議員各位からの意見、要望等につきましては、執行されるに当たっては十分反映されますよう強く要望する次第であります。

議員各位におかれましては、不断の議員活動などを通じ、より一層町民の負託に応じていただくよう要請を申し上げます。

これから、いよいよ厳寒に向かいますが、南部町の住民の方の迎えられる新年がよき年でありますようお願いをいたしまして、閉会の御挨拶といたします。

---

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君）12月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6日から本日まで13日間にわたって開催されまして、南部町子ども・子育て会議条例を初め、16の議案について御審議をいただき、慎重御審議の上、全議案について御賛同いただき御承認を賜りまして、まことにありがとうございます。

発議案のほうでも国旗掲揚や特定秘密保護法の問題など、熱気あふれる議会ではなかったかと思っております。

12月9日から10日には、12名の議員さんより町政各般にわたって一般質問をいただきました。災害復興の考え方やその費用負担について、少子化対策について、文化活動拠点施設構想、空き家、人口対策、個人情報保護、体験型観光推進、期日前投票所の増設、道州制、農業問題、水道料金改定など、まことに多岐にわたるものでございました。それぞれに答弁いたしました。それぞれに答弁いたしましたが、意見がかみ合わなかった点や深まりが不足した部分などございましたが、日常の活動の中でさらに御指導をいただき、よりよい町政の展開を目指したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、激動の平成25年も余すところ10日余りとなりました。振り返ってみますと、5月に

は天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ全国植樹祭が開催され、多くの町民の皆様の熱烈な歓迎のうちに大成功をおさめました。また、10月には太陽光発電所の起工式を行い、未来に向けての投資を行いました。さらに、子ども・子育て支援法の成立を受けて、拠点となる保育園の改築に向けて取り組むこととなりました。いろいろな面で町政の大きな転換点であったのではないかと考えております。

来年は、国政においてはTPP交渉、中国など近隣諸国との関係改善、消費税増税などの多くの課題がありますが、このような中でも南部町の誤りのない未来に向けたかじ取りをしっかりと果たしてまいりたいと思います。

議員各位には健康に御留意されまして、一層の町政の発展に御尽瘁を賜りますようお願いし、町民各位がよいお年をお迎えになることを祈念しながら、閉会に当たってお礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---